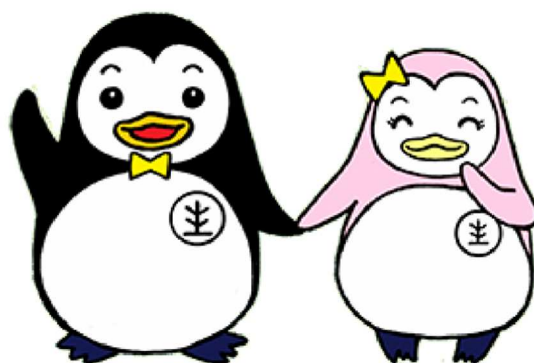


第2期

鳥取県再犯防止推進計画



令和5年4月
鳥取県

目 次

はじめに	P 1
I 再犯防止推進計画策定の目的	P 2
第1 鳥取県再犯防止推進計画の位置付け	
第2 基本方針	
第3 計画期間	
II 第1期鳥取県再犯防止推進計画を振り返って	
第1 成果指標	P 2
第2 主な取組	P 3
III 再犯の防止等に関する施策の指標	
第1 再犯防止等に関する施策の成果指標	P 4
第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標(鳥取県の現状データ)	
1 就労・住居の確保等関係	P 4
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係	P 4
3 学校等と連携した修学支援の実施等関係	P 5
4 民間協力者の活動の促進等関係	P 5
5 その他	P 5
IV 今後取り組んでいく施策	
第1 就労・住居の確保等	
1 就労の確保	P 5
2 住居の確保	P 10
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	
1 高齢者又は障がいのある者等への支援	P 13
2 薬物依存の問題を抱える者への支援	P 18
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	
1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	P 22
第4 民間協力者の活動の促進等	
1 民間協力者の活動の促進	P 26
2 広報・啓発活動の推進	P 28
第5 地域による包摂の推進	
1 国・民間団体・市町村等との連携強化	P 33
2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実	P 35
V 参考資料	
第1 鳥取県の基礎データ	P 37
1 成人	
2 少年	

3	罪種別人数	
第2	「鳥取県再犯防止推進会議」構成団体	
1	団体の一覧	P 38
2	団体の紹介	P 39
第3	成人による刑事事件の流れ	P 46
第4	非行少年に関する手続の流れ	P 47
第5	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	P 48

（注）本計画において、法令や制度、固有名詞等以外のは「障害」を「障がい」と表記する。

はじめに

国が平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を閣議決定したことを受け、鳥取県では、全国に先駆けて平成 30 年 4 月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定しました。犯罪をした者等が多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることが県民の犯罪被害の防止の一助となることから、「鳥取県再犯防止推進会議」（平成 30 年度設置）等を通じて情報共有や連携を図りながら、県や国の関係機関、民間団体が一体となって再犯防止に向けて取り組んできたところです。

全国の刑法犯認知件数は、平成 15 年以降減少傾向にあり、令和 3 年は 568,148 件と前年に引き続き戦後最少を更新しています。鳥取県でも、令和 3 年は 1,923 件であり、17 年連続で減少してきた令和 2 年の 1,814 件と比べると 109 件増加したものの、最多であった平成 15 年の 9,302 件の約 2 割の件数となっています。

また、全国の再犯者数(※)は減少傾向にあり、令和 3 年の全国の再犯者率は、前年比 0.5 ポイント低下して 48.6%であるものの依然と高い状況にあります。

鳥取県の再犯者数(※)も令和 2 年まで減少傾向にありましたが、令和 3 年は、基準となる平成 28 年の 217 人から 37 人増となりました。同様に、成果指標に設定していた再犯者率についても、第 1 期計画中は平成 29 年の 31.8%をピークに減少していましたが、令和 3 年は、長引くコロナ禍等を背景に、基準値となる平成 28 年の 27.4%から 1.0%増加しました。

再度犯罪をした者の中には、福祉的支援が必要な高齢者・障がい者、必要な支援を拒む・希望しない者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者、薬物事犯者などがあります。その中には、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る者もおり、犯罪をした者の社会復帰や地域生活に向けた「息の長い」支援を行う必要性が増しています。

息の長い支援を通して安心して頼る人ができることによる精神面での支援も含め、出所者等の生きづらさの原因を取り除くことが結果的に再犯防止につながります。そのためにも、国・民間団体との連携による多面的な支援体制が一層必要となっています。

また、犯罪をした者の中には、家庭の養育環境等の影響で自身を大切に扱われる経験の乏しさから自己肯定感が低い者が多いともいわれており、地域での見守りや関わり等、幼少期・青少年期から犯罪要因との接点を防ぐことも重要となっています。

今後も引き続き、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が定める目的（国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること）や、第二次再犯防止推進計画に明記された県の役割（市町村に対する支援やネットワークの構築等）を踏まえて、国・民間団体と連携して県の実情に応じた施策を展開しながら、孤独・孤立を防ぎ、誰もが安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域社会づくりに取り組んでいきます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご協力をいただきました「鳥取県再犯防止推進会議」構成団体の皆様をはじめ、日頃から更生保護・再犯防止にご尽力されている関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

(※注)

- ここに挙げた「全国の再犯者数」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科または前歴を有するものをいう（未成年を除く）。
- ここに挙げた「鳥取県の再犯者数」は、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科を有するものをいう（未成年を除く）（統計の出典：鳥取県警察本部「令和 3 年犯罪統計書」）。

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 鳥取県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者としします。

第2 基本方針

多様化の進む社会において、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ、次の5つの重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の促進等
- 5 地域による包摂の推進

○参考：国の再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

第3 計画期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

II 第1期計画を振り返って

第1 成果指標

1 再犯者率の推移

成果指標に設定していた再犯者率について、第1期計画中は平成29年の31.8%をピークに減少していましたが、令和3年は28.3%となり、基準値としていた平成28年の27.4%から0.9%増加し、目標としていた20%には届きませんでした。

なお、再犯者数についても、平成29年に増加し、平成30年以降は減少しましたが、令和3年は、基準となる平成28年の217人から37人増（1.2倍）となりました。

令和3年に再犯者率・再犯者数が増加に転じたことは、長引くコロナ禍等による影響も一因であると思われます。また、再犯者率は、再犯者数を検挙者数で除して算出しますが、初犯者数、再犯者数ともに減少傾向にあり、犯罪者数に占める再犯者数の割合が相対的に上昇している点も、再犯者率の増加の一要因と考えられます。なお、再犯者の減少率が初犯者の減少率より低い理由については、初犯者については少子高齢化の影響で若い世代の初犯者が減ってきているであろうこと、再犯者については初犯者に比べれば年齢層が高い

と考えられ、就職などで不利なこともあり、出所してから次の生活に上手く繋がらなければ犯罪を繰り返さざるを得ないといったそのサイクルから抜け出せないということが考えられます。

(※) ここに挙げた「鳥取県の再犯者数」は、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科を有するものをいう（未成年を除く）（統計の出典：鳥取県警察本部「令和3年犯罪統計書」）。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
【成果指標】刑法犯検挙者中の再犯者率を平成34(令和4)年度末までに20%にする。 基準値:27.4%(再犯者数:217人)(平成28年)	31.8% (257人)	30.8% (241人)	28.0% (218人)	25.6% (207人)	28.3% (254人)	鳥取県警察本部 犯罪統計書

第2 主な取組

1 国関係機関・民間団体

- ・全国初の取組として、平成30年2月から、鳥取少年鑑別支所（鳥取法務少年支援センター）と鳥取地区BBS会が協力し、小中高生を対象とした学習指導を実施してきました。その結果、学校に通えるようになったり、成績が上がったりした子ども、真面目に就労が続いている卒業生がいるなど、良い変化が起きています。（詳しくはP22参照）
- ・鳥取県再犯抑止更生協会が開発した独自のテキストを活用して、関係者らとともに、鳥取刑務所において出所前の者に講義を行うなど全国でも唯一の取組を平成23年から実施し、平成30年度に「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」再犯防止部門の内閣総理大臣賞を受賞しました。（詳しくはP6参照）

2 県

○第1期計画の策定以降、以下のとおり取り組んできました。

[平成30年度]

- ・「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置して入口支援(※1)を開始し、令和3年度には、平成22年度から出口支援(※2)を行ってきた「鳥取県地域生活定着支援センター」に一本化しました。現在は、成年後見支援を行う「一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター」が入口支援と出口支援を一体的に行い、福祉制度が必要な高齢・障がいのある出所者等を支援しています。（詳しくはP13参照）
- ※1 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、高齢または障がい等により福祉的支援が必要な者に対する支援。
- ※2 刑務所等矯正施設の出所者予定者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援が必要な者に対する支援。
- ・連帯保証人の確保が困難で民間賃貸住宅に入居できない方を支援する「鳥取県家賃債務保証事業」を創設し、鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業において、出所者を含めた住宅確保要配慮者の住まい探しの相談を受ける中で本制度を紹介し、入居を支援しています。（詳しくはP11参照）
- ・専門医が在籍する渡辺病院を「薬物依存症支援拠点機関」に指定し、患者への支援を実施しています。（詳しくはP18参照）

[令和元年度]

- ・鳥取県立ハローワークに更生保護担当の専門就業支援員を配置し、企業への雇用開拓、出所者等の就労支援、セミナーの開催、鳥取刑務所での講話・釈放前指導等を行っています。（詳しくはP6参照）

Ⅲ 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯防止等に関する施策の成果指標

1 成果指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和9年度末までに基準値から20%減らす。
(基準値 443人(平成29年～令和3年の平均値) → 354人(令和4年～8年の平均値))
(再犯者数出典：法務省矯正局提供データ)

2 第2期計画において成果指標を変更する理由

「再犯者率」については、取組と結果の因果関係が分かりにくい等を理由に、関係団体から見直すべきとの意見があり、また、母数である刑法犯検挙者数の増減に左右されることから、評価が難しいため、「再犯者数を20%減らす」に改めます。

また、コロナ禍等社会情勢によって再犯者数・検挙者数の変動も想定されることから、再犯者数を5年間の平均値を比較する方法に改めます。

なお、今後も、「再犯者率」は、引き続き、施策の動向を把握する参考指標とします。

3 「再犯者」の定義

第2期計画において、「再犯者数」は、法務省矯正局出典データを使用することとします。そのため、第2期計画における「再犯者」とは、「刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有するものをいう(未成年を除く。)」と定義します。

〔理由〕再犯者が起訴(前科となる)に至るケースでは、それまでにほとんどの者が不起訴処分(前歴となる)を繰り返し受けている。そのため、前科に加え前歴を有するものも含むようにしたほうがより再犯者の実態や傾向を把握できると考えられる。

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標(鳥取県の現状データ)

再犯防止施策の動向を把握するために、第2期計画においては、次の数値を参考指標とします。

1 就労・住居の確保等関係

(1) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数(出典：鳥取保護観察所調査)

基準値 106社・雇用している雇用主数 23社・36人(令和3年度)

(2) 鳥取刑務所における出所者のうち、帰住先がない者の数(出典：鳥取刑務所調査)

基準値 28人(18.8%)(令和3年)

(3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数(出典：鳥取保護観察所調査)

基準値 96人(令和3年度)

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整(※)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数(出典：

鳥取県地域生活定着支援センター調査)

基準値 9人(令和3年度)

※高齢または障がいがあり、かつ、帰住先のない受刑者や少年院在院者に対し、刑務所・保護観察所・地域生活定着支援センター等が連携し、釈放後速やかに福祉関係機関等による適切な介護、医療等の福祉サービスを受けられるようにするための特別の手續。

(2) 入口支援を実施した者の数(出典:鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター調査)

基準値 32人(令和3年度)

(3) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合(出典:鳥取保護観察所調査)

基準値 1人・2.9%(令和3年度)

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率(出典:鳥取保護観察所調査)

基準値 0人・0%(令和3年度)

(2) 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合(出典:鳥取保護観察所調査)

基準値 0人・0%(令和3年度)

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及びその合格率(出典:鳥取刑務所調査)

基準値 0人・0人・0%(令和3年度)

4 民間協力者の活動の促進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率(出典:鳥取保護観察所調査)

基準値 371人・95.1%(令和4年1月現在)

(2) ”社会を明るくする運動”行事参加人数(出典:鳥取保護観察所調査)

基準値 9,893人(令和3年度)

5 その他

(1) 再犯者率(出典:法務省矯正局犯罪統計)

基準値 53.7%(令和3年)

IV 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等

1 就労の確保

(1) 現状

協力雇用主は、令和3年度の登録企業106社のうち、当該年度に実際の雇用実績があったのは23社36人で、企業が協力雇用主として登録していても、実際の雇用に結びつきづらい実態があります。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
・協力雇用主（平成29年9月時点） 平成28年度の登録企業100社	112社	129社	135社	141社	106社	
（協力雇用主の内訳） ・製造業12社	13社	14社	14社	14社	10社	
・建設業46社	53社	66社	68社	73社	54社	
・サービス業16社	8社	9社	11社	13社	10社	
・卸小売業4社	6社	6社	6社	6社	2社	鳥取
・運送業3社	4社	4社	5社	5社	5社	保護観察所
・電気・ガス・水道工事業2社	3社	3社	3社	3社	3社	
・農林・漁業4社	4社	4社	4社	4社	3社	
・その他15社	21社	23社	24社	23社	19社	
登録企業のうち、当該年度に実際の 雇用実績があるのは15社	21社・41名	21社・50名	17社・45名	15社・29名	23社・36名	

（2）第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取保護観察所は、対象者への粘り強い就労指導、刑務所出所者等就労奨励金の給付や協力雇用主の開拓・確保に取り組んできました。
- ・鳥取労働局は、県内ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、保護観察官及びハローワーク職員等を構成員とした就労支援チームによる刑務所出所者等就労支援事業の実施、職業講話の実施、保護観察対象者への職業体験講習の実施や公共職業訓練の活用、トライアル雇用などに取り組んできました。

○民間団体

- ・鳥取県再犯抑止更生協会は、開発した独自のテキスト「自立への道しるべ」を活用して、鳥取市職員や県立ハローワークの専門支援員らとともに、鳥取刑務所において出所前の者に就職面接時のマナーなど就労に対する心構えや出所後の相談窓口・相談方法の指導、また少年院在院者に対する講習会を行うなど全国でも唯一の取組を平成23年から実施し、平成30年度には警察庁及び法務省主催の「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」再犯防止部門の内閣総理大臣賞を受賞しました。また、令和3年度には、鳥取刑務所に対して民間団体として「帰住衣」（出所後に着る服が十分でない者に支給する服）を初めて寄贈しました。
- ・鳥取県就労支援事業者機構は、協力雇用主数増加に向けた活動、犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等に取り組んでいます。令和3年度には、協力雇用主への給与支払い、健康診断、安全靴等作業時に使用する物品の助成のほか、更生保護施設・鳥取県更生保護給産会に対する自転車購入等の助成を実施し、大型特殊免許取得に関する助成も新たに開始しました。近年では、協力雇用主の業種開拓として、農業法人などの第1次産業に対して県立ハローワークと連携しながら働きかけています。

○県

- ・令和元年度に、鳥取県立ハローワークに更生保護担当の専門就業支援員を配置し、企業への普及啓発・雇用開拓、出所者等の就労支援、事業主等を対象にした刑務所出所者等就労支援セミナー開催、鳥取刑務所での職業講話・釈放前指導、一般県民を対象に「刑を終えて出所した人の人権問題」をテーマとした講演による啓発活動を行ってきました。

（3）課題

- 対象者への支援として、仕事のマッチングが難しいという課題があります。

(マッチングが難しい例) 就労意欲が薄い、仕事のイメージを伝えても興味を持っていない、刑務所出所後にハローワークに来所しない、ハローワークに来所しても職員の話聞くことや自分のことを伝えることに苦手意識がある、対人関係の難しさ等で就労が継続しない、高齢や偏見により採用が進まない。

○雇用する側として、協力雇用主の業種の多様化、雇用主の登録と実際の雇用数の増加が必要であり、登録数の増加のためには協力雇用主の認知度や社会的評価の向上が必要といった課題があります。

(4) 国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、職業適性の把握と就労につながる知識・技術等の習得(アセスメントの実施、矯正施設における職業訓練等の充実等)、就職に向けた相談・支援等の充実(ハローワーク相談員の矯正施設への駐在、非行少年に対する就労支援等)、協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実(多様な業種の協力雇用主の確保、協力雇用主の不安・負担の軽減等)、就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援、一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保等の施策について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取刑務所：就労支援説明会を実施し、出所後の保護観察所の支援制度についての説明や協力雇用主からの話を通して、受刑者の就労に対する不安等を取り除き、就労意欲や就労継続につながるよう継続して取り組みます。鳥取刑務所を出所する者の大半は県外への帰住者であり、県内企業へ就労につながるケースは少ないものの、就労支援を実施した者の中で鳥取県内に帰住する者については、関係機関・団体との連携により、在所中の内定に向けた手続きを円滑に進めることができ、今後も継続します。
- ・鳥取県就労支援事業者機構：地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)における協力雇用主の開拓と実雇用数の増加に取り組みます。特に、農業法人の設立が多く見られ、中には産業6次化も相まって年間雇用が可能な法人も増えています。第1次産業は、車や免許を持たない出所者等が就労しやすい身近な現場が多く、課題となっている労働者の確保にも有効で、地域の基幹産業の振興にも役立つと考えます。あわせて実雇用数の増加に努力します。
- ・鳥取保護観察所：就労への動機付けに努め、関係機関とも連携して就労支援に取り組むとともに、協力雇用主の開拓において、農福連携として一次産業分野に特に力を入れます。また、国及び県のハローワークに協力雇用主の情報を提供し、連携して就労支援に取り組むことで、協力雇用主のもとでの実際の雇用の拡大に努めます。
- ・鳥取県再犯抑止更生協会：鳥取刑務所等の矯正施設において、出所を間近に控えた受刑者に対する「出所前講習」を民間の立場として継続して行います。その中で、自立への重要な一歩として就労を奨励し、ハローワークや協力雇用主、職業訓練について説明し、鳥取県立ハローワークの更生保護担当の専門就業支援員にも講習会に参加していただき、専門家の視点からの指導を実施します。
- ・鳥取労働局：ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。

(5) 県の施策

○鳥取県立ハローワークにおける就職支援として、以下のとおり検討・実施します。

- ・企業訪問(一般企業や農業法人等)により、制度(就労奨励金制度等)の理解促進及び求人開拓をします。
- ・セミナー開催により、出所者の就労支援に対する理解促進を図ります。
- ・鳥取刑務所において、鳥取県立ハローワーク職員による職業講話を通じた職業観の

醸成を図ります。

- ・ 県や国の関係機関で構成する就労支援チームによる就労支援を行っていきます。
- ・ 鳥取県就労支援事業者機構、鳥取保護観察所、鳥取刑務所、鳥取労働局、県立ハローワークとの連携継続により就職増の方策等を検討します。
- ・ 起訴猶予者、執行猶予者及び矯正施設出所者等に、鳥取県立ハローワーク等の利用を促します。

○協力雇用主

- ・ 協力雇用主の登録増加を図るため、普及啓発等の実施を検討します。

日頃の業務

鳥取刑務所

近時においては、受刑者が自分一人の力で自立し、社会復帰をすることが困難なケースが多数存在しています。鳥取刑務所では、彼らが円滑に社会復帰できるよう、必要に応じて関係機関と連携し、在所中から福祉的支援に必要な各種手続きを進めているほか、就労先を確保できるよう支援をするなどし、彼らの「居場所」と「出番」の確保に尽力しています。

再犯を防止するという事は、犯罪被害に遭う人を減らすことと同義であり、この鳥取県再犯防止推進計画が多くの方々の目にとどまり、御理解と御協力を賜り、県民の皆様が安全で安心して暮らせる鳥取県が実現することを祈念しています。



日頃の活動

特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構

「再犯防止には何よりもまず就労支援が大切であり、就職の機会を得て経済的に自立することは極めて重要で有効策である」との考えのもと、経済界全体の協力により犯罪や非行をした人の就労支援等を行う組織として日々の活動に頑張っています。

1 組織の構成員

区分	対象	業務内容	会員数
1種会員	事業者団体	就労支援の重要性を傘下の事業者に周知する。	3団体
2種会員	一般事業者	目的に賛同し入会した事業者で、会費を支払い、事業の推進に協力する。	7社
3種会員	雇用協力事業主 (協力雇用主)	犯罪者等に就労の機会を与え、事業の推進に協力する。	75社
4種会員	事業者以外の個人、法人、団体	会費の支払い等で事業の推進に協力する。	18団体・法人・個人

※保護観察所に登録する協力雇用主の多くが3種会員として入会しています。

2 事業の取組状況

全国就労支援事業者機構の事業費助成を受け、次のような事業を行っています。

- ・ 協力雇用主の開拓
- ・ 給与支払い助成事業（令和3年度実績：協力雇用主7社に各1人で14万円の支払）
- ・ 就職準備に必要な作業服・安全帯、安全靴等の支給
- ・ 資格取得（運転免許、大型農機免許等）にかかる経費の助成支援

※保護観察所が適格と認める者のみ

- ・ 健康診断、インフルエンザ予防接種等の経費支援

- ・広報啓発活動にかかる経費の支援

3 今後の取組

協力雇用主の雇用意欲を高め、実雇用者数を増加させることが求められています。雇用の面で協力する3種会員数は設立当初14社だったところ、現在は75社まで増えました。

今後の課題としては、資金面での2種会員の増員と3種会員（協力雇用主）の業種の多様化に努力していきたいと考えています。その一環として、企業の少ない鳥取県の地域性から、第1次産業（農業、林業、漁業）を営む雇用主に対する開拓も、就職先として身近であり、有効な方策として取り組んでいます。

また、協力雇用主のメリットとしてその社会的評価を高め、顕彰することで、地域社会に認知していただくこと、併せて他県でも多く導入されている入札参加資格等での優遇措置に繋げていくことを関係各所に要望したいと考えています。

<令和4年度の顕彰式及び表彰を受ける協力雇用主>



目頃の活動

公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会

長年にわたり、受刑者の健全な社会復帰・自立に寄与し、再犯をなくすために取組を進めています。

1 釈放前講習会

平成23年から鳥取刑務所で受刑者に対し「釈放前講習会」を継続して行っています。

釈放前講習会では本会が独自に作成したテキスト「自立へのみちしるべ」を用い、主に4つの内容について講習を行っています。4つの内容とは、

- (1) 住まいを定めるにあたって
- (2) 市町村で必要な手続きや福祉関係の窓口の紹介(担当：鳥取市職員)
- (3) 働くための心構え、ハローワークの窓口、職業訓練の紹介
(担当：鳥取県立鳥取ハローワーク職員)
- (4) 面接時や社会生活において必要なマナー(担当：県内企業経営者)

というものであり、出所者にとって出所後に生活するためにすぐに動いたり考えたりしなければならない内容です。

また、この数年で変わった法律や制度の話、受講者が個別に抱えている不安や疑問に対する説明やアドバイスなどを行っています。受講後には講習会に対する感想文を書いてもらっています。

平成23年度からは仮釈放者を対象に月1回、平成28年度からは満期釈放者を対象に加え、毎月2回開催しています。また、平成29年度から3年間、少年院の美保学園（米子市、令和3年4月1日をもって閉庁）においても講演を行いました。

これまで指導した対象者は700名以上にのぼります。

2 啓発活動

出所者の現状を広く一般に理解していただき、地域社会に受け入れていただくための啓発活動、広報活動を行っており、依頼を受けて各種団体や地域の人権センター等で講演なども行っています。令和4年度は、11月に高草人権センター（鳥取市）で講演をしました。

3 助成事業

本会前身の「鳥取県矯正事業後援会」から継続し、鳥取県下の矯正施設にて矯正事業を行う「鳥取県教誨師会」と「鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会」の活動に対して、助成を行っています。

4 表彰

平成30年には当会の活動が認められ、「安全安心なまちづくり関係功労者」表彰の再犯防止の部門で内閣総理大臣表彰を受賞しました。



鳥取刑務所での釈放前講習会の様子



地域での講演会の様子

2 住居の確保

(1) 現状

令和3年の鳥取刑務所の出所者149名のうち、帰住先がない者は18.8%（28名）で、平成28年の48.6%に比べて、その4割弱まで大きく減少しました。

また、協力雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は、39.6%（59名）で、その割合は平成28年の21.4%に比べて2倍近くとなりました。これは帰住先調整（支援）の成果と考えられます。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
2. 住居の確保 (1) 現状・現在の取組・課題 ・平成28年の鳥取刑務所の出所者257名	268名	205名	190名	148名	149名	
このうち、						
・帰住先がない者:125名・48.6%。	73名 (27.2%)	44名 (21.5%)	32名 (16.8%)	27名 (18.2%)	28名 (18.8%)	鳥取 刑務所
・雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等への入所者 :55名・21.4%	68名 (25.4%)	60名 (29.3%)	72名 (37.9%)	43名 (29.1%)	59名 (39.6%)	

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取保護観察所は、更生保護施設や自立準備ホームでの受入れやその開拓、更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組んできました。

○民間団体

- ・鳥取県更生保護給産会は、国と連携して設立した更生保護施設として、住居・身寄りのない出所者、起訴猶予になった者、高齢者・障がい者に対する食住支援や医療面でのフォローのほか、給産会退所後のフォローアップ（退所後の福祉・住居

環境等の調整や相談、食糧支援、近況報告、話し相手など）を実施するとともに、地域での清掃等のボランティア活動や更生保護女性会との地域貢献活動等にも取り組みました。これら日頃の活動が評価され、公益財団法人社会貢献支援財団から第53回社会貢献者表彰を受けました。令和4年度には、県や市町村等からの補助金及び関係団体・個人からの寄付金等により、老朽化した更生保護施設の建替工事が竣工しました。

○県

- ・住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号））に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）専用の民間賃貸住宅（セーフティネット専用住宅）に対して改修費の補助や、家賃及び家賃債務保証費の低廉化のための補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援しています。
- ・「鳥取県あんしん賃貸支援事業」や、「鳥取県家賃債務保証事業」を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県における住宅セーフティネット環境の充実を図ってきました。連帯保証人の確保ができないことで民間賃貸住宅への入居が困難な方を支援する家賃債務保証事業については、平成30年度の制度開始から令和3年度までの間に所出者では7件の利用がありました。令和4年度からは、残置物処分等に対し保証の手厚い民間の家賃債務保証会社と同協議会が連携した新たな支援メニューを設け、取扱いを開始したところです。
- ・そのほか県では、次のとおり、取り組んできたところです。
 - ・自立援助ホーム（義務教育課程修了後から原則として20歳未満の者対象）の利用促進
 - ・県営住宅における優先入居の要件を満たす支援が必要な対象者の申込みの受付
 - ・市町村の生活保護と生活困窮者自立支援制度へのつなぎ

（3）課題

住居の確保については、更生保護施設に入所できないまたは希望しない者に対して、出所後円滑に新たな住居で生活できるようにするため、民間賃貸住宅における「鳥取県あんしん賃貸支援事業」の利用や、公営住宅の利用、その他の取組について関係機関と連携しながら進める必要があります。

（4）国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、矯正施設在所中の生活環境の調整の充実、更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保（施設の整備・受入れ・処遇機能の充実、自立準備ホームの確保と活用等）、地域社会における定住先の確保（居住支援法人との連携強化、公営住宅への入居における特別な配慮、住居の提供者に対する継続的支援）等について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取保護観察所：国土交通省の所管となる居住支援法人との連携により住居を確保したり、高齢・障がいなど様々な特性に応じた自立準備ホームを新規開拓したりします。
- ・鳥取県再犯抑止更生協会：刑務所において講習をする中で、出所後や仮釈放期間が終了する時などに住まいの確保が困難な場合は、生活困窮者自立相談支援機関や、県の居住支援協議会などの公的な機関を活用するとともに、住まいが決まった場合は速やかに住民票を移し、住民サービスが受けられる状態にするよう指導しており、今後も継続します。

（5）県の施策

○あんしん賃貸支援事業

- ・鳥取県居住支援協議会において、2名の専任相談員が住宅確保に配慮を要する方の住居探しに関する相談を直接受け付けて対応しており、県も一体となって取り組みます。

○家賃債務保証事業

- ・鳥取県居住支援協議会による鳥取県家賃債務保証事業について、従来の同協議会が直接実施するメニューに加え、令和4年度に新たに民間の家賃債務保証会社と連携したメニューを設けて制度拡充しました。今後は保証の手厚い民間連携型のメニューを基本とし、民間連携型が利用できない場合に直接実施型で対応することとしており、不動産事業者をはじめとする関係者により一層の周知・利用促進を図ります。
- ・県再犯防止推進会議の構成団体に対して、団体内部での周知やちらしの配架等を依頼したり、県のホームページやSNS等の活用をしたりするなどして説明・周知強化を図ります。

○公営住宅の入居

- ・著しく所得の低い者を県営住宅の優先入居の対象としています。また、県営住宅の入居に際して、保証人の確保が障壁とならないよう連帯保証人制度の改正を行い、令和2年4月からは、家賃債務保証業者を利用する場合及び家賃債務保証業者に保証委託契約を申し込んだにも関わらず引き受けてもらえなかった場合は、連帯保証人の免除の対象としているところであり、これらの制度の更なる周知を図ります。
- ・県営住宅に入居する高齢者・障がい者世帯等支援を要する人への支援策について、専門機関と相談しながら検討します。

○空き家利用等

- ・鳥取県居住支援協議会において、住宅確保に配慮を要する方の住宅・福祉事業所として空き家を活用したい福祉事業者と、空き家バンクを開設し福祉事業者に協力できる市町村とのマッチング支援をすることとしており、県としても一体となって取り組みます。

日頃の活動

更生保護法人鳥取県更生保護給産会

犯罪などを行った人々が、もう二度と同じ過ちを繰り返さないと誓って刑務所等から社会に出てきても、いざ生活を始めてみると頼るべき人もなく、親戚や縁故者からも引受けを拒否されるなど、当座の衣食住すらままならないことが多くあります。

このような人たちに一定期間住まいと食事を提供し、日常生活全般にわたって相談に応じ、仕事に就けるよう援助するなどして社会のかけ橋となって「生きる勇気」を与えて健全な社会復帰を助けています。

そのような社会復帰のためには、地域社会の温かいご理解、ご協力が必要になります。その一環として、毎週日曜日の地域公民館駐車場の清掃、鳥取市の春・秋の一斉清掃、小学校の生垣剪定、地域イベントへの参加など地域貢献活動を行っています。

また、平成25年には、全国で初めて薬物処遇重点実施施設としての指定を受け、回復支援のプログラムの開催や、自助グループによる断酒会や薬物離脱のための会合に職員が対象者を車で送迎し、継続的に参加させるよう努めてきました。

そのような中で、令和元年11月には、(公財)社会貢献支援財団から第53回社会貢献者表彰を受賞しました。

また、出所者等が給産会を退会後も社会で孤立することがないように継続してフォローアップを実施し、職員が対象者に電話をしたり、自宅に訪問したりして生活相談や見守りなど行っています。近年は、生活保護者、年金受給者、障がい者など決して生活が豊かでない人のためにフードバンクから提供された食材を有効活用し食料支援を行うとともに、地域の人権福祉センターと連携し、高齢者、障がい者には月一回の弁当の配食サービス、見守りをお願いしています。

第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等

1 高齢者又は障がいのある者等への支援

(1) 現状

令和3年に鳥取県内で刑法犯として検挙された者1,006名のうち、65歳以上の高齢者は280名(約28%)でした。平成28年と全体の検挙人員はほぼ同じでありながら、48名増えており、その割合も28%と第1期計期間中で最高となりました。

なお、令和3年において高齢者の検挙で最も多いのは、窃盗犯の219件で高齢者全体の78.2%を占めます。また、犯行の動機・原因別検挙件数では、窃盗犯全体920件(解決事件を除く件数)のうち、生活困窮が304件・約33%と最高となっており、関連性が高いと考えられます。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
1. 高齢者又は障がい者等への支援 (1)現状・現在の取組・課題 平成28年に鳥取県内で刑法犯として 検挙された者1,008名	977名	952名	900名	936名	1,006名	鳥取県警察本部 犯罪統計書
このうち、						
・高齢者:232名、約23%	237名(24%)	227名(24%)	226名(25%)	252名(27%)	280名(28%)	
・障がい者:今後の調査が必要です。	不明	不明	不明	不明	不明	

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取県地域生活定着支援センター、県での協議を重ねて、入口支援・出口支援の連携体制の強化を図ってきました。
- ・入口支援として鳥取地方検察庁が身柄引受人の確保や更生緊急保護等の支援、出口支援として鳥取刑務所が社会福祉士の雇用・面談、特別調整等について、鳥取県地域生活定着支援センターや鳥取保護観察所と連携して、それぞれ継続して取り組んできました。
- ・入口支援として鳥取地方検察庁が更生緊急保護等の支援、出口支援として鳥取刑務所が特別調整等について、鳥取県地域生活定着支援センターや鳥取保護観察所と連携して、それぞれ継続して取り組んでいます。

○民間団体

- ・県内の社会福祉協議会が「生活困窮者自立支援事業」における関係機関と連携を図りながら、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業による支援を継続しています。
- ・平成28年度には、鳥取県社会福祉協議会及び参画する県内の社会福祉法人が協働し、「えんくるり事業」を開始しました。この事業では、既存の制度では対応が難しい方への緊急的・経済的な支援によるトータルサポートを行っています(水道光熱費、家賃、食料、日用品の支援等)。

○県

- ・平成22年度に、「鳥取県地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所を出所予定であるものの帰住先がない障がい者や高齢者を対象とした出口支援を開始しました。
- ・その後、平成30年度に法務省のモデル事業により「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置しました。成年後見支援を行う「とっとり東部権利擁護支援センター」に委託して、これまで支援の対象とならなかった起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的支援が必要な高齢者や障がい者を対象とした入口支援を開始しました。
- ・令和3年度から、社会生活自立支援センターを「鳥取県地域生活定着支援センター」に統合し、運営は「とっとり東部権利擁護支援センター」が行っています。こ

れにより、入口支援及び出口支援の一体的な支援が可能となり、鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取県弁護士会、市町村等との連携が円滑となり、福祉的支援が必要な者に対する福祉サービス等へのつなぎや関係機関との調整が迅速に進みやすくなりました。

- ・鳥取県地域生活定着支援センターは、令和3年度に、鳥取県弁護士会、鳥取県地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取少年鑑別支所、鳥取刑務所を対象とした、被疑者等支援業務（入口支援）の説明会を実施し、連携強化を図りながら支援につなげています。
- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の相談業務等を行う鳥取県居住支援協議会が、鳥取県地域生活定着支援センターを介して出所者の住まい探しについて受けている相談の中で、「鳥取県家賃債務保証事業」の活用を提案し、実際に活用に至っているケースがあるなど、住宅の確保面でも連携しています。
- ・依存症の治療について、令和3年4月に策定した「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、依存症の専門医が在籍する社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院を「鳥取県依存症支援拠点機関（アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症）」に指定しています。専門的な知見を有する「相談支援コーディネーター」を配置して、普及啓発、相談対応、専門的治療等を行うことができる体制を整備するとともに、発生予防（1次予防）、進行予防（2次予防）、再発予防（3次予防）の各段階に応じたアルコール健康障害・依存症対策を実施しています。
- ・鳥取県警察本部では、ストーカー加害者について、平成29年度から渡辺病院を含めた県内3つの病院に対し、治療の協力を依頼してきており、令和4年度には鳥取県医師会と治療連携について協定を締結しました。
- ・第1期計画期間中には、以下のとおり研修等を開催しました。
 - ①障がい福祉関係事業者を対象に、障がいのある出所者等の障害福祉サービス事業所への受入拡充のための研修会（平成30年度）
 - ②高齢者施設の職員を対象に、高齢者の出所者等の高齢者福祉サービス事業所への受入拡充のための事例検討会（令和元年度）
 - ③市町村、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会等を対象に、県の再犯防止に関する取組及び鳥取県社会生活自立支援センターの事例紹介を行う研修会（令和2年度）

（3）課題

- ・地域生活定着支援センターは事務所の所在地が鳥取市であることから、中部及び西部での支援において地理的な制約が生じるため、中部・西部圏域における支援体制をより充実していくための検討が必要です。
- ・地域生活定着支援センターが実際の支援に携わる入口支援や出口支援の仕組みについて、入口支援で大きく関わる弁護士や最終的なつなぎ先にもなる市町村等に理解、周知を促していく必要があります。
- ・矯正施設や支援機関において、特別調整や更生緊急保護を希望しない者や支援が必要であるにも関わらず拒む者、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応に苦慮しているケースがあります。
- ・高齢者福祉施設や障がい者福祉施設において、出所者等の受け入れや支援体制の構築等が進みづらい状況にあります。

（4）国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実（刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化、高齢者又は障がいのある者等であ

る受刑者等に対する指導、多機関連携の強化等）、保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化（サービスの利用に向けた手続きの円滑化、社会福祉施設等への協力の促進等）、効果的な入口支援の実施、サービス利用促進のための研修・体制の整備等の施策について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取刑務所、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター：平成28年度から、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所の3者主催で、関係機関の相互理解の促進と支援ネットワークの充実・連携強化を図ることを目的とし、罪を犯した高齢・障がい者の地域生活への定着を中心的なテーマとして（出所後の高齢者・障がい者の施設入所先の確保等）、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催しています。福祉施設や関係機関などに継続して出口支援の理解・周知を図ります。
- ・鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター：令和4年度から、3者主催で、入口支援における地域定着支援のための関係機関連絡協議会を開催し、弁護士及び行政機関などに参加を呼びかけ、起訴猶予処分者等の再犯防止に向けた関係機関の連携の強化を図っており、引き続き取り組みます。
- ・鳥取県地域生活定着支援センター：入口支援については、鳥取県社会生活自立支援センターが平成30年度から毎年1回実施している弁護士向けの事例報告会を通して周知を行っていましたが、鳥取県地域生活定着支援センターに一本化された後も継続して開催しており、関係機関連絡協議会の取組とあわせて入口支援・出口支援の円滑な依頼につなげます。
- ・鳥取保護観察所：支援が必要な受刑者については、刑事施設の刑務官や地方更生保護委員会の保護観察官から更生保護施設への入所など支援が受けられることの説明がなされますが、支援を希望しない者については、強制できないものの刑事施設や地方更生保護委員会から再考を促し、保護観察所に立ち寄りよう働きかけることで支援に至った事案もあります。今後も対象者自らが必要に応じた支援を受けるよう関係機関と連携して働きかけます。
- ・鳥取刑務所：特別調整を拒む者や希望しない者の中には、面接を通して最終的に特別調整を希望するようになる者も多いため、今後も受刑者にその必要性を根気強く話します。
- ・鳥取地方検察庁：検察庁全体の方針として、刑事司法手続きによって得た情報は、引き続き、可能な限り関係機関に提供します。

（5）県の施策

- ・地域生活定着支援センターの存在やその活動内容について、同センターと連携して県内中部及び西部へより一層の周知を図ります。
- ・研修の実施等を通じて、支援に関わる機関（市町村、福祉施設職員、更生保護団体会員）における地域生活定着支援センターの認知度向上や理解促進を図り、円滑な支援連携や施設への受入れが増えるよう努めます。
- ・関係機関との連携会議の継続により、より円滑な支援につなげます。
- ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」（令和3年4月策定）の取組と連携し、各種依存症による再犯を防止するための相談支援への協力等に努めます。
- ・障がい福祉関係事業者、高齢者福祉関係者、社会福祉協議会、市町村等を対象として研修を実施し、出所者等への理解、施設受入れ促進を図ります。
- ・冊子「よりよい暮らしのために」など、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続き、支援機関等について、平易でわかりやすい言葉による周知を行います。

鳥取県地域生活定着支援センター

＜当法人の取組～定着支援センター受託に関して～＞

鳥取県地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）は平成22年に設置され、一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター（以下「当法人」という。）が令和2年度から定着支援センターの運営業務を受託しました。

受託の経緯は、次の1～3のとおりです。

1 成年後見センター

当法人の出発点は平成24年7月に設立された成年後見センターで、愛称を「アドサポセンターとっとり（以下「アドサポ」という。）」とといいます。

鳥取県東部における高齢者・障がい者（障がい疑いを含む）の成年後見案件で、個人では受任が難しい案件（虐待案件・複合案件・財産がなく報酬の見込めない案件）について、「成年後見人等の受け手がいないので、申立ができない」という事態をなくし、セーフティネットとしての法人後見を受任できるようにすることを目的としています。

【令和3年3月31日時点での実働件数】法人後見受任件数 76件

2 鳥取県社会生活自立支援センター

成年後見案件の中には、残念ながら「罪を犯した」ことが原因で、専門職が個人で成年後見を受任することに難色を示すことがあり、アドサポでは、そういった対象者の法人後見を、開設当初から複数件受任しています。

このような支援実績から、鳥取県にお声がけいただき、平成30年6月に法務省のモデル事業で、主に入力支援を実施する鳥取県社会生活自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）の運営業務を受託しました。

自立支援センターでは、入力支援を主体として、幅広く「罪を犯した」高齢者・障がい者の相談を受け付け、支援しました。

【平成30年6月～令和3年3月の実績】

自立支援センター相談受付件数 139件（そのうち実働件数 90件）

3 鳥取県地域生活定着支援センター

自立支援センターの活動を通して、入力支援と出力支援が別法人・別センター名で存在することにより、①相談者が混乱する、②入力支援と出力支援の切れ目のない支援を実施する環境設定が必要である、という認識に至り、当法人は定着支援センター運営業務のプロポーザルに参加し、令和2年度に受託しました。

現在当法人は、入力支援と出力支援を「鳥取県地域生活定着支援センター」として実施しています。入力支援と出力支援のどちらも実施することで、相談者の混乱を招くことがなくなり、たとえば入力支援で関わり始め、残念ながら実刑になった対象者については、他機関と情報共有し、矯正施設出所時に再度支援するという切れ目のない支援が実現できています。

【令和3年度実績】

- ・ 出力支援件数：25件（特別調整等対象者支援件数 25件）
- ・ 入力支援件数：31件（被疑者等支援業務件数 2件、相談支援業務での入力支援 29件）
- ・ 自立支援センターから引継ぎ実働した件数：31件

＜当法人の特長～成年後見センターと定着支援センターのシームレスな連携～＞

もう一点「切れ目のない支援」というと、アドサポと定着支援センターのシームレスな連携があります。

定着支援センターが支援する対象者の中には、高齢・障がいが必要要因となって判断能力が不十分で、「自分一人では契約手続きができない、金銭管理ができない」という状況に陥

っていたり、その犯罪歴から親族と疎遠になっていたりする対象者が少なからずいます。このような対象者は、成年後見制度の利用が望ましいことがありますが、同法人にアドサポがあるため、定着支援センターは成年後見制度利用に関する相談がしやすく、実際に成年後見申立ての協力をすぐに得られます。また、申立て後に、定着支援センターの対象者の成年後見人等をアドサポが法人後見として受任することもあり、支援者間での情報共有がスムーズに図れています。

逆に、アドサポが法人後見を担っている対象者が罪を犯した際に、定着支援センターが連携して支援を開始する場合があります。

このように、同一法人内のそれぞれの部門で連携することで、対象者が必要な制度、支援にスムーズに切れ目なく至るといところが当センターの特長であると考えています。

【参考：連携実績 平成30年6月～令和4年11月現在】

- ・定着支援センターが、アドサポの成年後見申立て支援を利用したケース 19件
- ・定着支援センター対象者の成年後見人等に、アドサポの法人後見が決定したケース 8件
- ・アドサポが法人後見を行っている被後見人等が罪を犯したため定着支援センターと連携したケース 3件

目頃の業務

鳥取地方検察庁

鳥取地方検察庁では、「刑事政策推進班」を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援や被害者支援等に取り組んでいます。このうち再犯防止・社会復帰支援では、主に起訴を猶予された人、罰金刑となった人、刑の執行を猶予された人等のうち、高齢や障がい、生活困窮等の事情により、釈放後に独力で自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉的支援（医療的支援を含む。）が必要であり、検察が支援を行うことが相当と認められる人を対象としています。

どのような支援をしているのかというと、対象者が逮捕勾留された事件であって、無職で帰住先がなかったり、支援により就労自立が見込まれる生活困窮者等であったりする場合は、一般的な更生緊急保護として、釈放時に保護観察所に支援依頼を行っています。

また、更生緊急保護の重点実施として支援依頼する場合があります。これは対象者が被疑者として勾留されている間に保護観察所に支援依頼するもので、依頼後、直ちに保護観察所、地域生活定着支援センター及び検察庁の3者に必要に応じて弁護士等も参加した「社会復帰調整会議」を行い、福祉サービスによる支援が必要とされれば、保護観察所及び地域生活定着支援センター等関係機関の協働により、社会復帰に向けた支援が行われることとなります。

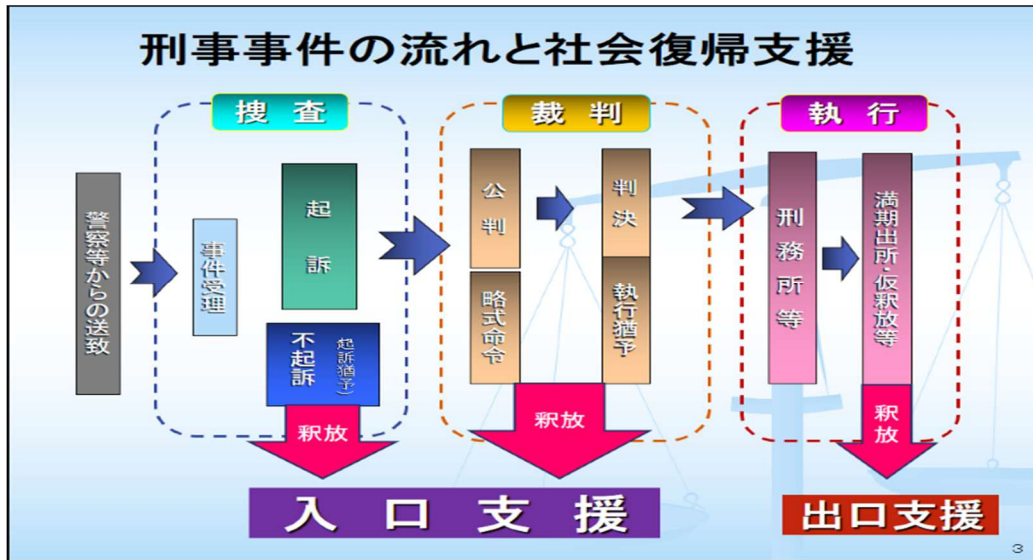
対象者が、逮捕勾留されていない場合は、地域生活定着支援センターに直接支援依頼するほか、例えば、高齢者であれば地域包括支援センターといった福祉機関に直接、相談や支援依頼をすることもあります。

このように、刑事司法機関である検察庁は、罪を犯した人で支援が必要な対象者に対する福祉をはじめとする様々な支援のスタート地点であって、福祉等関係機関へつなぐ取組（つなぎ支援）を行っています。

したがって、検察庁は、刑事事件の捜査・公判を基幹業務としている組織であって、上記のとおり、福祉等支援のスタート地点であることから、検察庁だけで支援が行えるわけではありません。そのため、入口支援を行うにあたっては、福祉等関係機関の協力・連携が必要不可欠となります。

鳥取地検としては、今後も関係機関との連携の更なる強化を図るとともに、関係機関の御協力をいただきながら支援に努めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い致します。

【参考】 刑事司法手続のどの時点で入口支援と出口支援が行われているのか



2 薬物依存の問題を抱える者への支援

(1) 現状

令和3年の鳥取刑務所における受刑者259名のうち、薬物事犯者は102名(39.4%)でした。同刑務所には、主に刑期が10年未満で、犯罪を何度も繰り返す等、犯罪傾向が進んでいる者が収容されるため、薬物事犯者の割合に大きな変化は見られませんでした。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
2. 薬物依存者への支援 (1) 現状・現在の取組・課題 平成28年の鳥取刑務所における受刑者471名	387名	393名	246名	269名	259名	鳥取刑務所
このうち、薬物事犯者:176名、約37.3%	135名 (34.9%)	143名 (36.4%)	90名 (36.6%)	95名 (35.3%)	102名 (39.4%)	

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・ 県内矯正施設及び鳥取保護観察所が、専門的プログラムの実施やガイドラインの作成等に取り組んできました。

○民間団体

- ・ 鳥取ダルクが、薬物等依存者の受入れと依存症の根本的な治療を行う回復プログラムの実施、薬物依存者の家族等への相談支援や啓発等に取り組んできました。地域住民等に理解が図られるよう地域の中での清掃活動等のボランティア活動を重ねながら、令和3年7月には、薬物やアルコール等の依存症からの回復を目指す通所施設「ダルマ塾」を鳥取市に開設しました(自宅から通う施設は中国地方では初めて)。
- ・ 県が指定した薬物等依存症の相談拠点・治療拠点機関である社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院では、令和4年1月に、ギャンブル等依存症をはじめとする行動依存について、病気の治療と支援に取り組む一助となるよう「行動依存ハンドブック」を作成しました。

○県

- ・ 冊子「よりよい暮らしのために」(障がい者を支援するための制度説明や相談窓口、当事者・家族団体一覧)を広く配布しています。
- ・ 平成30年度には、薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関を依存症の専門医が在籍

する渡辺病院に新たに設置し、薬物依存症患者への支援（相談対応、医師への研修実施等）を実施しています。

- ・そのほか次のとおり、取り組んできたところです。
 - ・アルコール等の依存症に関するネットワーク会議を各圏域で開催し、支援ネットワークを構築
 - ・団体（鳥取ダルク等）への運営支援（補助金の交付）
 - ・依存症啓発リーフレットの作成及びホームページ掲載
 - ・依存症担当者研修会の実施
 - ・薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関と協力しながら精神保健福祉センター及び保健所における相談対応や定例相談会、家族教室の開催

（３）課題

- 薬物依存症やそれによる精神障がいに対する理解に関連して、次の課題があります。
 - ・当事者やその家族等向けの薬物依存症回復施設、自助グループの積極的な利用促進及びそのための周知、自助グループや家族会組織への継続的な支援が必要である。
 - ・薬物依存症リハビリ施設に対する地域の理解を更に促進する必要がある。
- 薬物依存症支援拠点機関を中核とした地域医療連携協力体制の強化に関連して、次の課題があります。
 - ・薬物依存症やそれによる精神障がい等の当事者への治療、相談支援体制の更なる拡充が求められている。
 - ・薬物依存症当事者の症状が進行する前に早期治療・回復支援につなげる必要がある。

（４）国関係機関・民間団体の具体的施策

国の第二次計画においては、薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実、刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施（更生保護施設等における薬物依存回復処遇の充実等）、治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進（専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進等）、薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討等の施策について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取保護観察所：薬物依存症の刑務所出所者等の社会復帰に向けた指導や支援を継続して行います。

（５）県の施策

- ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、薬物依存症の自助グループや回復支援施設と保健所等関係機関との連携促進を図るとともに、県主催の啓発フォーラムその他の機会を活用し、県民への広報啓発を行い、理解の浸透を図ります。
- ・現在、東部にのみ存在する本県の薬物依存症専門医療機関（渡辺病院が依存症支援拠点機関と兼ねている）について、中部・西部での選定へ向け、候補先である医療機関との調整を進め、地域における薬物依存症治療・相談等の医療支援体制の拡充を図ります。

【参考「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」（一部抜粋、編集）】

○薬物乱用防止対策との連携

- ・鳥取県薬物濫用対策推進計画（平成 31 年 3 月改定）に基づく薬物濫用防止啓発の各種

運動、薬物乱用防止指導員による啓発活動、薬物 110 番や監視、指導及び取締りなど薬物乱用防止対策の取組と連携し、薬物依存症に関する理解の促進を図ります。

○普及啓発相談員の活用

- ・アルコール健康障害・各種依存症から回復した当事者や家族、民生委員、保護司等に対して、支援拠点機関による研修会の開催等により相談対応に係る必要な知識、対応方法等の習得を図り、普及啓発相談員として本人及びその家族の抱える問題に対し相談支援を図っています。
- ・普及啓発相談員の相談対応の充実を図るため、支援拠点機関において定期的に研修会を開催し再犯防止活動にも役立てます。

○再犯を防ぐ発生予防（1次予防）

- ・小学校高学年、中学校、高校、大学等において薬物が与える健康への影響等について、必要に応じて依存症支援拠点機関相談支援コーディネーターが他機関の協力を得ながら保健教育、薬物乱用防止教室等を通じて理解の促進を図り、不適切な薬物使用をしない判断力を養います。

日頃の活動

社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院

～鳥取県依存症支援拠点機関の取組～

【事業概要】

アルコールや薬物等に過度に依存してしまうことは病気です。この病気は本人の意志を強化するだけでは対処困難です。また、周りにいるご家族や友人、職場の同僚などいろいろな方が、どこに相談していいかわからず対応できないでいる現状があります。

渡辺病院では、県の委託を受け、平成 28（2016）年から「鳥取県アルコール健康障害支援拠点機関」となり、相談支援コーディネーターを配置した活動をしています。相談支援コーディネーターが現在 7 名おり、それぞれが研修会の開催や出前講座、相談活動に対応しています。

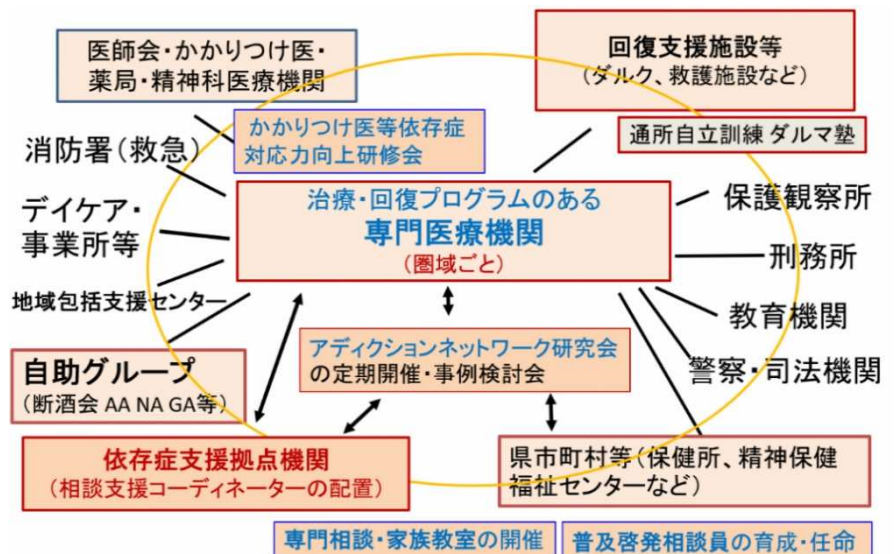
広く当事者や家族、かかりつけ医等からの相談に対応し、適切な介入や連携業務を行います。最初の相談窓口では、医療連携相談室の精神保健福祉士が専門相談の日時を調整し、看護師や作業療法士も専門相談にスムーズに対応することができています。相談後には本人や家族、関係者の相談内容を関係部署で共有しながら緊急性を考慮し、必要とされるその後の介入や受診日程などを調整します。平日の午前 9 時～午後 5 時に相談表を作成し、夜間当直の時間帯に電話相談等があった場合は、申し送りの上、後日、直接電話を受けるか相談面接を行います。

令和 3 年 4 月からは「鳥取県依存症支援拠点機関」として、アルコール健康障害（依存症等）、薬物依存症、そしてギャンブル等依存症問題について、普及啓発や相談対応、専門的な治療等を行っています。

【連携業務・研修会開催】

出前講座・出前相談や関係機関との連携業務についても、同様に「相談支援コーディネーター」が日程調整等を行っています。

病気の理解を助ける資料や



依存症対策推進計画と地域の機関・資源とのネットワーク

各種リーフレットなどを取りそろえ、研修会では「動機づけ面接法」や「依存症の理解と家族相談および介入」などを東部・中部・西部で開催しています。地域資源を掘り起こし、顔の見える連携を深め、医療・保健・福祉から司法と教育など県内での幅広い活動を目指しています。

日頃の活動

鳥取ダルク ～依存症者への回復支援～

- 1 鳥取ダルク運営主体の「特定非営利活動法人リカバリーポイント」にて障害福祉サービス事業所（生活訓練）の「リカバリーワークダルマ塾」を令和3年8月に開設

渡辺病院・鳥取保護観察所・地域生活定着支援センター・各相談支援事業所と連携しながら、デイケアの通所施設を開所し、地域の方が通所しています。鳥取ダルクの入所者も段階に応じて通所しています。

- 2 依存症者のリハビリテーション

- ・回復者がスタッフとなり、仲間のサポートをしています（セルフヘルプ）。
- ・フェーズ制（段階制）の中で、各回復段階に応じて12ステップをベースとした、グループセラピー（ミーティング）や、プログラムを実践。



リカバリーワークダルマ塾
プログラム風景（SMARPP24）

- 3 依存症（当事者・ご家族の方）の相談窓口

当事者・ご家族の方からの電話相談をお受けします。必要であれば面談、自助グループの案内、ご家族には家族会の案内、回復資源に繋がるサポートをします。

- 4 薬物依存症者に関する研修事業や調査研究への参加

- ・アディクションフォーラムの開催、及び各地ダルクで開催されるイベント・薬物依存症者家族会・研修会への参加。
- ・薬物依存症者の実態調査に関わる各機関への情報提供。（「ダルク追っかけ調査」（国立精神・神経医療研究センター）等）

- 5 薬物依存症に関する教育及び啓発活動

薬物依存症当事者の体験談のメッセージを伝えることで、薬物の恐ろしさや、嗜癖行動から生じる諸問題、依存症について考えて頂く大事な機会となります。地域の薬物乱用防止活動の一旦を担っています。（中・高等学校、鳥取県立精神保健福祉センター、各地域の民生委員会、各地域の更生保護女性会等での講演等）



講演（体験談メッセージ）

- 6 ボランティア活動

依存症当事者がボランティア活動（海岸清掃、草刈り、雪かき等）を通して、人の役に立つという生きがいを感じ、地域の方との繋がりを持ち、地域社会の中で回復をしていきます。



【写真】木の伐採ボランティア

- 7 刑務所への薬物脱却教育及び対象者の受け皿作り

- ・薬物依存脱却指導教育の実施（鳥取刑務所・松江刑務所・岡山刑務所・四国少年院）
- ・受刑中の依存症当事者との手紙のやり取りなどを行いながら、生活環境の調整後、刑務所出所後に鳥取ダルクを自立準備ホームとして利用してもらい、再発予防に向けて回復プログラムに取り組むことを支援しています。

第3 学校等と連携した修学支援の実施等

1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(1) 現状

第1期計画期間中において少年犯罪の検挙人数は年々減少し、平成28年では217名だったのが令和3年には113名となりました。

令和3年の鳥取刑務所における受刑者259名のうち、高等学校未卒業者は188名(72.6%)で、減少傾向にありますが、依然として高い割合となっています。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
1. 非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施 (1) 現状・現在の取組・課題 ・平成28年の少年犯罪の検挙人数(12歳:12名、13歳:30名、14歳:33名)。 [参考]19歳以下の少年犯罪検挙人数 217名	12歳:9名 13歳:14名 14歳:24名 19歳以下:171名	12歳:8名 13歳:19名 14歳:28名 19歳以下:171名	12歳:5名 13歳:11名 14歳:13名 19歳以下:122名	12歳:12名 13歳:11名 14歳:7名 19歳以下:128名	12歳:8名 13歳:7名 14歳:10名 19歳以下:113名	鳥取県警察本部 犯罪統計書
・平成28年の鳥取刑務所における受刑者471名	387名	393名	246名	269名	259名	鳥取刑務所
このうち、高等学校未卒業者:368名、約78.1%	296名 (76.5%)	301名 (76.6%)	187名 (76.0%)	199名 (74.0%)	188名 (72.6%)	

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取少年鑑別支所(鳥取法務少年支援センター)は、非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元(学校でのSNSのリスクを教える出前授業等)を行っています。それをきっかけとして、学校側からも不登校・問題行動のある児童生徒について相談があるほか、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(対象者への学習支援・カウンセリング・専門的プログラムの実施)等に取り組んできました。

○民間団体

- ・鳥取県保護司会連合会は、保護司による地域での朝のあいさつ運動や小学生を対象に社会を明るくする運動教室、薬物乱用防止教室を実施しているほか、地域住民を対象とした非行少年の支援状況等についての講演会を開催するなど、地域での子どもたちの健全育成に取り組んできました。
- ・鳥取県更生保護女性連盟は、学校でのあいさつ運動や薬物乱用防止講習などを行っているほか、家庭科授業ボランティアを実施しており、小学校では手縫いや作品製作の補助、中学校では調理実習やミシンの使い方の指導を行い、交流を通して子どもたちと顔の見える地域づくりを築き、青少年健全育成につなげています。
- ・鳥取県BBS連盟は、大学生会員を中心に保護司と協力し、小学生を対象とした地域での寺子屋の開催(学習支援)や、平成30年2月からは、全国初の取組として、鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)と協力して、同センター内で月に2回、小中高生を対象とした学習会開催に取り組んできました。その結果、学校に通えるようになったり成績が上がったりした児童生徒、真面目に就労が続いている卒業生などがおり、支援が必要な子どもたちをとりこぼさないような体制の取組が進んでいます。そのような取組を広げるため、令和元年度からは、鳥取法務少年支援センターと県がともに連携先(高校、役場、社会福祉協議会)を個別訪問し、利用の呼びかけや連携を図ってきました。そのほかにも、児童福祉施設への支援や入所児童との交流、コロナ禍の令和元年度からは大学生を対象に地区保護司会や地区更生保護女性会、鳥取保護観察所等と連携して食糧支援を実施しています。

○県

次のとおり、少年・若年者の健全育成に取り組んできたところです。

- ・少年サポートセンター等が少年警察ボランティアや関係機関と連携して行う

立直り支援

- ・スクールサポーター（元警官）等による少年の問題行動への対応や非行・薬物乱用防止教室等の実施
- ・学校・警察連絡制度による児童生徒の非行防止、犯罪の被害防止等の実施
- ・子どもの規範意識を醸成するために活用する保護者向けリーフレットの作成、配布
- ・子育ての悩みや課題を題材にワークショップなどを通じて、小中学生等の子どもの親同士のつながりを深め、家庭教育について学びあう仲間づくりを進める「とっとり子育て親育ちプログラム」の実施
- ・働くことに悩みを抱えている若年者を支援する「地域若者サポートステーション」の設置、運営
- ・鳥取県立ハローワーク等が実施する支援内容等の情報提供、高等学校中退者に対する進学・就労先や居場所等の紹介
- ・学び直し支援金の支給（高等学校等を中途退学した者の学び直しの支援）
- ・高等学校・専修学校における家庭環境、発達上の課題、生活設計等に応じた指導

（３）課題

少年・若年者に対する指導においては、次のような課題があります。

- ・鳥取少年鑑別支所が関わった対象者の中には、就職して職場で怒られたときになぜ怒られるのか理解できず退職してしまう若者もいる。円滑な更生のためには、少年院を出る前に、社会的な常識や生きていく上でのマナーを身につけさせることや、出た後にも何でも相談できる場所を設けることが必要である。
- ・保護者に対する相談体制や家庭環境修復に向けた支援、発達障がい等の福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援が必要である。

（４）国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、児童生徒の非行の未然防止（学校における適切な指導、地域における非行の未然防止等のための支援）、非行等による学校教育の中断の防止（学校と保護観察所が連携した支援、矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導體制の充実）、学校や地域社会において再び学ぶための支援（学校や地域社会における修学支援、矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等）、少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等（刑事司法関係機関における指導體制の充実、関係機関と連携したきめ細かな支援、非行少年に対する立ち直り支援活動の充実、保護者との関係を踏まえた指導等の充実）等の施策について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所）：非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助（地域援助）を引き続き行います。
- ・鳥取県ＢＢＳ連盟：多様性のある関わりを意識しながら、鳥取法務少年支援センターと連携した学習支援、児童福祉施設への支援や入所児童との交流等を継続します。
- ・鳥取県保護司会連合会：小学生を対象に社会を明るくする運動教室等を継続します。
- ・鳥取県更生保護女性連盟：あいさつ運動や小中学校での家庭科授業ボランティアを継続します。

(5) 県の施策

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。
- ・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います（高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業（令和2年5月制定））。
- ・児童生徒の問題行動については、児童生徒の心や置かれている環境についての困り感による影響が大きいと考えられます。また、児童生徒が問題行動を繰り返してしまうのは、その要因や背景に基づいた個別具体的な支援が十分に行われていないことが原因のひとつと考えられるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して組織的かつ必要に応じて各関係機関と連携しながら児童生徒に対する理解を深化させるよう支援を図ります。
- ・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育（ストレスコントロールやアンガーマネジメント等）の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実を図ります。
- ・青少年育成鳥取県民会議（県）、青少年育成市町村民会議（各市町村）の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。
- ・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援等や県内にある相談支援機関の周知を行います。
- ・鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所）が行う地域援助の積極的な活用に向けて、学校への周知等関係機関に協力します。
- ・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい（またはその疑い）のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を関係各所と重ね、相談窓口の設置・運営に取り組みます。

日頃の業務

広島少年鑑別所鳥取少年鑑別支所（鳥取法務少年支援センター）

私たちの業務には大きくわけて2つの役割があります。

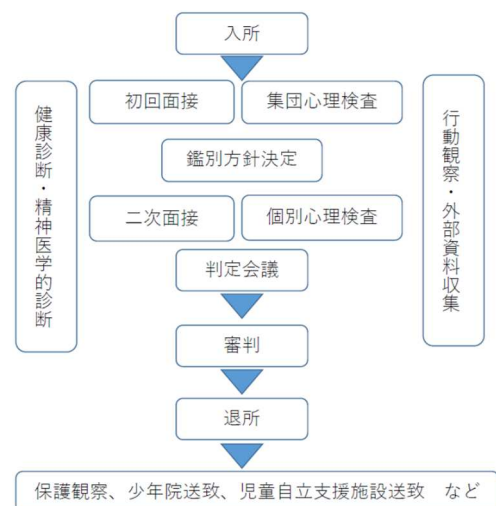
1 鳥取少年鑑別支所

少年鑑別所における対象者の入所から退所までの期間はおおむね3～4週間です（右図参照）。この間に少年鑑別所では、家庭裁判所における審判を行うため、対象者との面接やテスト等を通してその内面における問題点等を調べます。

2 鳥取法務少年支援センター

「法務少年支援センター」とは、非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の皆様のご相談をお受けしたり、関係機関の皆様と連携したりする場合に使用する名称です。

児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆様と連携して活動しています。今後も、社会に開かれた矯正施設として積極的に広報に努め、非行・犯罪に関する知見の蓄積を地域に還元し、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を行います。令和4年には、個人・機関等からの依頼合わせて約530件の個別支援をさせていただきました。お気軽にお問い合わせください。



<主な支援内容>

- ・子どもの能力、性格の調査
- ・問題行動の分析や指導方法の提案
- ・子どもや保護者に対する心理相談
- ・事例検討会等への参加
- ・研修、講演
- ・協議会等への参加
- ・成人に対する心理相談、問題行動の分析



学校での非行防止教室の様子。SNS利用時のトラブル等について対象者の年齢等に応じて専門的な視点を活用して働きかけます。

鳥取県BBS連盟

私たちの活動内容は主に6つに分類されます。

1 ともだち活動

地区公民館で、小学6年生20名を対象として夏・冬・春休みに週3回2時間の学習支援を、鳥取法務少年支援センターでは、月2回1時間の学習支援をそれぞれ行っています。

2 グループワーク

児童養護施設や児童自立支援施設の児童生徒と一緒にサッカー観戦をしています。

また、児童自立支援施設の児童生徒とは坐禅会も行いました。

3 広報活動

公立鳥取環境大学の学園祭で3ブース出店し、会員募集や活動の周知を行っています。

4 犯罪予防活動

毎年7月の「社会を明るくする運動」や11月に鳥取県保護観察所等主催で開催される「更生保護関係者顕彰式」の運営を手伝い、犯罪予防活動に参画しています。

5 学校訪問

プルタブ回収運動によって得られたお金で車椅子を贈る運動をしている小学校にプルタブを進呈しました。そのほか、鳥取市内3小学校で、6年生を対象とした保護司会主催の「社会を明るくする教室」のお手伝いをしています。

6 三者連携活動

コロナ禍において、アルバイトの減少等により苦しい生活となった大学生を対象として、鳥取県BBS連盟、各保護司会、各更生保護女性会が協力して県内外3大学に食材支援を行いました。

★以上のような活動により、各種表彰を受賞しました。

(団体) 鳥取地区BBS会・令和2年度 日本BBS連盟会長特別賞

(個人) 鳥取地区BBS会の女性会員・令和3年度 日本BBS連盟会長表彰

日頃の活動

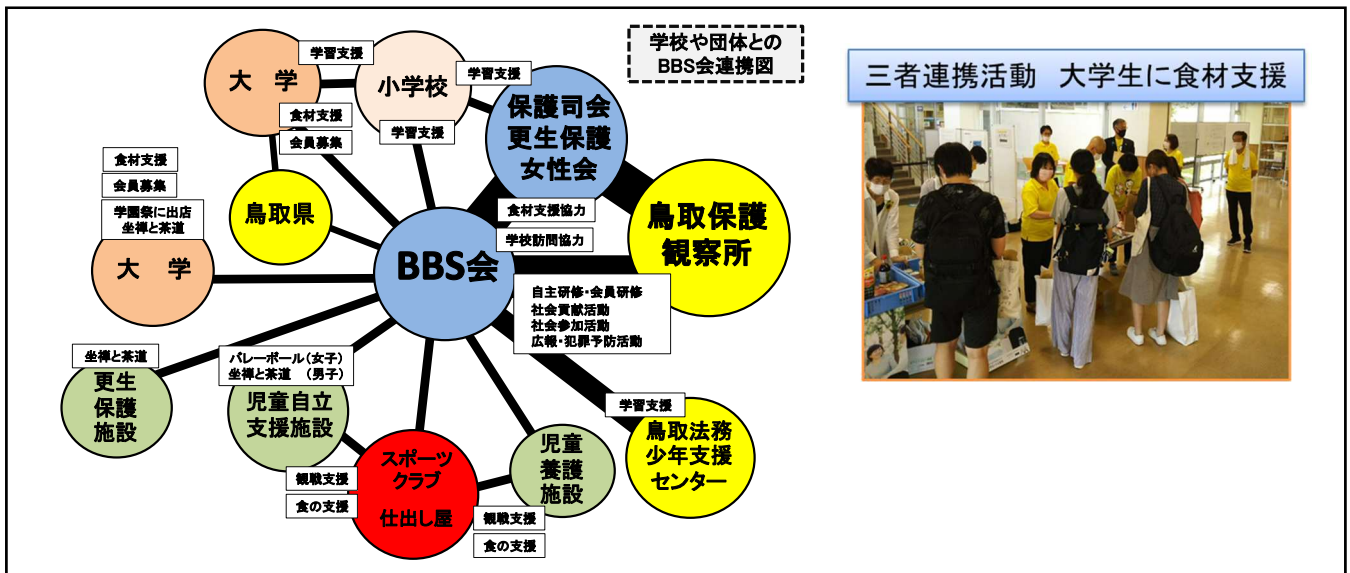
サッカー観戦交流



広報活動 学園祭出店



学校訪問 プルタブ進呈



第4 民間協力者の活動の促進等

1 民間協力者の活動の促進

(1) 現状

令和4年1月現在で、鳥取県内の保護司定数に対する充足率は95%、鳥取県更生保護女性連盟の会員数は1,401名、鳥取県下の3地区BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会の会員数は39名、令和3年度末時点で鳥取県内の自立準備ホームは5法人7ホームです。また、更生保護法人(更生保護事業を営むことを目的とした法人)として、鳥取県更生保護観察協会と鳥取県更生保護給産会が活動しています。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
1. 民間協力者の活動の推進 (1) 現状・現在の取組・課題 ・平成29年10月現在で、 鳥取県内の保護司充足率: 90%以上	362人 93.1%	365人 93.6%	369人 94.6%	366人 93.8%	371人 95.1%	鳥取 保護観察所
・鳥取県更生保護女性連盟の会員数: 1,541名	1,535名	1,517名	1,504名	1,462名	1,401名	
・鳥取県下の3地区BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会の会員数: 19名	7名	21名	32名	38名	39名	
・鳥取県内の自立準備ホーム: 7法人10ホーム (H28年度末)	7法人10ホーム	6法人9ホーム	5法人8ホーム	6法人8ホーム	5法人7ホーム	

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取保護観察所は、保護司会とともに保護司候補者検討協議会など適任者確保の取組を推進しています。また、各民間団体の活動の支援も行っています。

○民間団体

- ・鳥取県保護司会連合会は、全国的に保護司数が減少する中、令和2年度から、保護司適任者確保のための鳥取県対策本部を設置し、取組方針を定めるなど、適任者確保に努めているところです。また、現在、保護司の定数に対する充足率は高いものの、今後団塊世代の保護司が満年齢退任を迎えるため、それに備えた対策として、各保護区保護司会単位での保護司候補者検討協議会の開催や、民間人に保護司活動を体験してもらう保護司活動インターンシップの実施など、官民一体となって取り組んでいます。
- ・鳥取県更生保護観察協会は、県内の更生保護ボランティア団体(保護司会、更生保護女性会、BBS会、鳥取県就労支援事業者機構)や鳥取県更生保護給産会への助成のほか、保護観察所の各種行事開催に際しても会議等で必要な物品や、最近ではコロナ対策資材の購入等についても助成を行っています。

- ・鳥取県更生保護女性連盟は、「母親の愛情を持って」をスローガンに、コロナ禍前は鳥取刑務所や近県の刑務所を訪問したり、鳥取県更生保護給産会を訪問して入寮者と料理を一緒につくって食べたりするなど交流したりしてきました。コロナ禍でも工夫しながら、地域でのあいさつ運動や、地域の母親を対象に離乳食の料理教室を開催し、子育て支援の観点からも安心して暮らせる地域づくりを行っています。
- ・鳥取県教誨師会は、鳥取刑務所で、受刑者の信教に応じた読経・説法等により更生に向けて支援しています。
- ・鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会は、鳥取刑務所内で、クラブ活動や出所時に役立つ学習指導（詩吟・書道・座禅・算数・理科等）、出所後の生活を見据えた指導等に取り組んでいます。
- ・鳥取県BBS連盟では、子どもたちへの学習支援や交流等通常の活動の拡充に加え、大学の学園祭や授業の一コマ、ボランティアの集いの中で広報・会員募集活動等を継続実施した結果、平成28年の19名と比べて令和3年には39名と会員数が2倍に増えました。

○県

- ・更生保護法人（鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会）への助成支援を継続しています。
- ・令和2年度からは、県職員を対象に、退職予定者説明会での保護司制度の説明や庁内での周知をしています。
- ・令和元年度には、鳥取刑務所で実施されている篤志面接委員によるクラブ活動の講師について、県社会福祉協議会のシニアバンクを活用し、候補者の推薦に協力しました。

（3）課題

保護司については、この先5年間で現在の人員のうち定年等によって3分の1が減る見込みであり、また、更生保護ボランティア団体全体についても、なり手不足が課題となっています。

（4）国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援（活動のデジタル化及び基盤整備の推進、適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供等）、民間ボランティアの活動に対する支援の充実、民間協力者との連携の強化、民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進、民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実等について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会：保護司適任者の確保について、鳥取保護区においては、保護司が不足している学区など公民館単位で、保護司や地域の自治会長、公民館長、民生児童委員会長、社会福祉協議会長などを委員とした「保護司候補者検討協議会」を開催して適任者の発掘を行っています。その結果として高い充足率を維持しており、この取組を他の保護区でも広げられるよう継続します。
- ・鳥取保護観察所：自治体の退職予定者説明会で保護司の説明またはパンフレット配付を行い、地域貢献や保護司に興味のある方を保護司候補者として発掘できるように自治体に協力を依頼します。また、保護司候補者の安定的確保に繋がる効果的な取組として、令和4年度から保護司候補となり得る方を対象とした保護司の説明セミナーを鳥取県保護司会連合会とともに開催することとしてお

- り、引き続き取り組んでいきます。その広報の場については、情報提供を関係各所へ依頼するなど連携・協力を進めます。
- ・鳥取県保護司会連合会：保護司の安定的な確保のため、県内各保護司会管轄内において地区単位での保護司セミナー開催を推進します。
 - ・鳥取県更生保護観察協会：保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成を行います。

(5) 県の施策

- ・保護司制度について、県職員退職者説明会や庁内での資料配布（掲示）を行い、県職員や県議会議員等への周知を図ります。
- ・保護司についての説明会・講演会開催への協力を行います。
- ・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を継続します。

2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状

令和3年度現在で、県内19市町村において、「社会を明るくする運動」に関する行事（街頭啓発活動等）を継続して実施しています。

(2) 第1期計画の振り返り

○国

- ・鳥取保護観察所は、「社会を明るくする運動」を継続して推進し、毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」「再犯防止啓発月間」では広報・啓発を強化しています。
- ・鳥取刑務所は、矯正展の開催や受刑者が製作した刑務作業商品の県内各所での販売会を通して、刑務作業の重要性や現状などについて周知広報をしています。

○民間団体

- ・鳥取県地域生活定着支援センターは、刑務所出所者への偏見解消のための講演会を開催しています。
- ・鳥取県再犯抑止更生協会は、一般県民向けに、刑務所内における釈放前講習会の取組や再犯者の実情等に関する講演会等を行っています。
- ・鳥取県就労支援事業者機構では、経済・事業者団体である第一種の団体会員が傘下企業に向けて、就労支援の重要性について積極的な広報・啓発を行っています。
- ・鳥取ダルクは、依存症を治療することが再犯防止につながるという観点から、依存症及びその治療の関連性に関する研修や講演会の開催に力を入れています。
- ・更生保護団体を含む民間団体全体として、市町村等と連携して「社会を明るくする運動」に参加しています。

○県

- ・令和元年度には、県政だよりに社会を明るくする運動の強化月間である7月にあわせて特集記事を掲載したほか、令和2年7月には新聞の県の広報枠「鳥取県からのお知らせ」コーナーで、社会を明るくする運動を掲載しました。
- ・鳥取刑務所が例年、刑務作業の重要性や現状などについて広報し、受刑者が刑務作業で製作した「刑務所作業製品」を展示・販売する「矯正展」を開催し、刑務所における活動内容の普及啓発を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が難しい状況であることから、これに代え、再犯防止への取組の周知及び罪を犯した者への理解促進を図ることを目的に、県庁

内で刑務所製品の展示・販売会を開催しました（令和2年度は実施、令和3年度はコロナのため中止）。

- ・そのほか次のとおり、取り組んできたところです。
 - ・県福祉保健課ウェブサイトにも更生保護活動に関する記事を登載。
 - ・「社会を明るくする運動」への協力
 - ・鳥取県人権施策基本方針の中で「刑を終えて出所した人の人権」について規定

（3）課題

再犯防止推進計画について県民への周知啓発が進んでいないことや出所者等に対する偏見が根強いことが課題となっています。

（4）県の施策

- ・第2期計画の内容や事業を関係者以外にもご理解いただけるようホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載します。
 - ・人通りが多い場所等での普及啓発など、各種周知啓発方法を検討します。
 - ・県政だより、県政広報番組等の各種県の広報媒体による更生保護の啓発を行います。
 - ・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を継続します。
- ※国の第二次計画においては、広報・啓発活動の推進（啓発事業等の実施、法教育の充実）を実施することとされており、県内の国関係機関、民間団体各機関においても普及啓発を実施します。

日頃の業務

鳥取保護観察所

受刑者の社会復帰後の帰住先確保などの調整を充実させて仮釈放による保護観察に可能な限り繋げるとともに、満期釈放となる者に対しても、更生緊急保護の枠組みによる継続的な支援を積極的に実施すべく、鳥取県地域生活定着支援センター、矯正施設、検察庁との連携を強化し、支援を必要とする人に必要な支援が受けられるように、入口支援及び出口支援を行っています。

また、これらの対象者が更生緊急保護等の期間終了後も、地域において必要な支援を継続的に受けられる体制を整備することを目的として、地方公共団体等との協力・連携体制を構築するとともに、協力雇用主や自立準備ホームなど民間の更生保護関係者を含めたネットワークの形成、充実を推進しています。

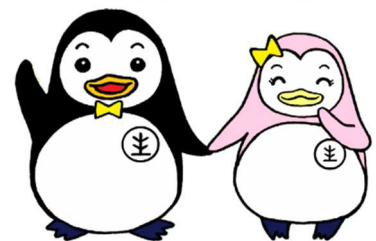
<更生保護サポートセンター>

更生保護サポートセンターは、保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊かな企画調整保護司が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

県下には、次のとおり保護司会ごとに8つの更生保護サポートセンターが設置されています。①鳥取（鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町）、②八頭（八頭郡八頭町、若桜町）、③倉吉（倉吉市、東伯郡湯梨浜町、三朝町）、④東伯（東伯郡琴浦町、北栄町）、⑤西伯（西伯郡大山町、南部町、伯耆町、日吉津村）、⑥米子（米子市）、⑦境港（境港市）、⑧日野（日野郡江府町、日南町、日野町）

更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん



鳥取県保護司会連合会

日頃の活動

- ・機関紙「更生保護とっとり」は、昭和 38 年 2 月 1 日、保護司待望の第 1 号を創刊しました。それ以降、年 2 回（5 月・12 月）発行し、保護司及び更生保護団体の更生保護に関する情報伝達や活動状況などの紹介を行い、情報共有を図っています。

- ・“社会を明るくする運動”を全県下で活発に展開するため、各保護区保護司会では保護司や更生保護女性会員を中心に更生保護の広報活動を展開しています。また、県下関係機関や団体の協力を得て、毎年、鳥取県社会を明るくする運動推進委員会を結成し、委員長を鳥取県知事として県下関係機関、各保護区、更生保護団体の協力体制を整え、広く県民に本運動の趣旨の徹底を図っています。



鳥取県知事への総理大臣メッセージ伝達式

- ・鳥取県更生保護関係者顕彰式を毎年実施するとともに、更生保護大会等については、55 周年記念大会をはじめ、平成 21 年 10 月には 60 周年記念大会が、平成 30 年 10 月には 70 周年記念第 25 回中国地方更生保護大会がそれぞれ開催されました。



鳥取県更生保護関係者顕彰式の様子



- ・保護司活動の歴史を残すため、更生保護制度施行 50 周年記念史を平成 12 年 10 月に、60 周年記念史を平成 22 年 6 月に、70 周年記念史を令和 2 年 8 月にそれぞれ発行しました。

鳥取県更生保護観察協会

日頃の活動

以下の団体への助成や日頃の協働を通して、更生保護活動を行っています。

- ・各保護区保護司会・鳥取県保護司会連合会
無報酬で、犯罪や非行をした人々の立直りをサポートし、地域社会での犯罪予防に日夜努めている保護司活動を援助しています。
- ・地区更生保護女性会・鳥取県更生保護女性連盟
非行した少年少女に母の愛を注ぎ、更生の支援活動を行う女性のボランティア団体です。保護観察対象者の社会参加活動への協力や更生保護施設・矯正施設への慰問など多様な活動を援助しています。
- ・更生保護施設・鳥取県更生保護給産会
地域社会や家族から支援を受けづらい犯罪や非行をした人々の支えとして食事、宿泊、就職などの世話をしている更生保護施設の運営を援助しています。
- ・地区 B B S 会・鳥取県 B B S 連盟
非行をした少年少女の友達となってその立直りに寄り添う B B S 会（お兄さん、お姉さん運動）に援助しています。
- ・鳥取県就労支援事業者機構
過去に罪を犯して職に就くことが難しい人たちに、再度就職をして自立するための支援活動に援助しています。

鳥取県教誨師会

鳥取県教誨師会（きょうかいしかい）は、各宗教団体から推薦されてきた19名が構成会員のボランティア団体です。鳥取刑務所の被収容者（現在230名）のうち希望者に教誨を行い、更生の一助になればと各教誨師は勤めています。

鳥取刑務所は、累犯性のあるB級刑務所と言いき、再犯の人が収容される更生施設であります。累犯性があるということは、更生が簡単ではないという現状でしょうか。満期出所は勿論、仮釈放所においても、帰る所・迎えてくれる処がない人がいます。その中には、受け入れ拒絶、縁切りの場合もあります。その場合の孤独感はひとしおと推察されます。そんな時、大いなるモノ、すなわち神・仏の見守り、まなざしがあると確信できれば、独りでないと安らぐことができると思います。その手助けが出来れば幸いです。

教誨活動で実感していることは、人の話を聞こう、教誨師の話を聞こう、人に話してみたいという気持ちで教誨を願う被収容者の更生の可能性は大きいということです。ですから現在一割の教誨希望者が二割になればよいなあと願っています。

鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会

本会は、会員相互の連絡協力を図り、鳥取刑務所との緊密な提携の下に、収容中の受刑者に対し、その教養・趣味・技能等の向上を援助し、精神的煩悶の解決、将来への生活設計に必要な助言指導を効果的かつ積極的に行い、もって矯正処遇の充実に寄与することを目的に8名の篤志面接委員が活動しています。

<受刑者への指導内容>

- ・個人面接、法律相談、生活指導
- ・クラブ活動（詩吟、書道、座禅、算数、理科）
- ・釈放前指導

<研究会>

鳥取刑務所、広島矯正管区及び公益財団法人全国篤志面接委員連盟の委員がそれぞれ一堂に会し、矯正施設における篤志面接活動の充実とその効果的な実施に資することを目的として、研究会等を毎年開催しています。

鳥取県更生保護女性連盟

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題・薬物乱用防止等話し合う「ミニ集会」のほか、「親子ふれあい行事」や「子育て支援」、最も大きな活動となる「社会を明るくする運動」など、様々な活動に取り組んでいます。

1 保護観察処遇への協力活動

保護観察所等と連携して、保護観察を受けている人に対する処遇の一環として行われる「社会貢献活動」や「就労支援活動」などへの協力をしています。

2 ミニ集会活動の実施

地域住民同士で身近な地域の問題について話し合う場を提供する活動を行っています。この活動は、各地区更生保護女性会活動の中でも最も活発に行われており、新規会員の発掘にもつながっています。（テーマの例：犯罪・非行・いじめ・子育て・躰・教育問題・環境問題）

3 更生保護施設への訪問・支援活動

鳥取県更生保護給産会等の更生保護施設を訪問し、家庭的な雰囲気の中で、入寮者が一

日も早く社会復帰ができるような食事づくりや諸行事への参加交流など、物心両面にわたり施設のバックアップを行っています。

また、刑務所や少年院、児童福祉施設等にも訪問し、交流や支援活動を行っています。

4 社会貢献活動・社会参加活動への協力

保護観察所の行う社会参加活動や社会貢献活動に積極的に協力しています。様々な活動場面で少年たちが円滑に活動参加できるように、会員の温かい気配りによってサポートしています。

5 犯罪・非行予防（防止）活動の実施

犯罪や非行の防止、更生保護への理解を広げるため、地域に向けた広報や啓発活動を行っています。

6 子育て支援活動

本連盟設立当時から、地域で子どもたちが健やかに育っていく上でもし問題があれば、これまでの活動の経験を活かして、柔軟な姿勢で対応しています。特に近年では、日頃の活動を通じて、子どもたちの心の変化や子育てに対する親などの戸惑いや子育て支援のための活動の必要性を感じ取り、離乳食講習会などを開催して子育てに悩む親をサポートしています。

7 保護司活動に対する協力

保護司に協力し、保護観察を受けている人たちが一日も早く自立更生するための活動に援助の手を差し伸べています。

8 研修会等の実施

更生保護事業に対する理解を深め、会員相互の融和を図るために、研修会などを随時実施しています。「ほっとけない」という想いを大切に、地域の人々に寄り添い、地域の中に更生保護の心を広めていきます。

活動紹介

Paix 2 (ペペ) ～受刑者のアイドル～

鳥取県倉吉市出身のManami (まなみ)さんと琴浦町出身のMegumi (めぐみ)さんからなるデュオ「Paix 2 (ペペ)」。

長年にわたり、全国の刑務所・少年院においてボランティアで「プリズンコンサート」を開催し、代表曲「元気だせよ」等の歌唱と社会復帰に向けたメッセージによって受刑者等を激励しています。



Manamiさん



Megumiさん

プリズンコンサートは、平成12年のデビュー当初、倉吉警察署で1日署長を務めた際、その歌声を聞いた警察署長から刑務所での慰問活動を勧められたことをきっかけに、同年鳥取刑務所で初めて開催しました。それ以降、その開催回数は実に500回以上にのぼります。

平成26年には法務大臣から保護司の委嘱を受け、27年からは法務省矯正支援官としても活動しています。令和4年には、これまで20年以上に渡って受刑者の更生や社会復帰への決意の醸成に貢献したとして、警察庁・



横浜刑務所での500回記念
プリズンコンサート

法務省主催「令和4年安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（再犯防止部門）で内閣総理大臣賞を受賞されました。

「受刑者のアイドル」と呼ばれるお二人の元には、「もう刑務所でぺぺさんを見ることのないよう更生します」「慰問コンサートを見て心を入れ替え、仮釈放になりました」など、受刑者・元受刑者から多くの手紙が届きます。

お二人は「再犯を犯さないためには、定住できる住居と就職できる環境が必須であり、話せる相手がいること、そして本人の更生への自覚を促すことがとても大切だ」と話しています。

<その他の主な受賞歴>

年度	内容
平成 17、20、28	法務大臣感謝状
平成 24	第3回作田明賞優秀賞
	防衛大臣感謝状（東日本大震災での被災地訪問活動に対するもの）
令和 2	（公財）社会貢献支援財団から第55回社会貢献者表彰
令和 3	鳥取県知事感謝状、「とっとりふるさと大使」の委嘱

第5 地域による包摂の推進

1 国・民間団体・市町村等との連携強化

(1) 現状

鳥取地方検察庁が令和3年度に福祉サービスが必要な者として市町村や保護観察所等関係機関に支援を依頼した者は17名でした。令和3年の鳥取刑務所出所者149名のうち、雇用主のもとに住込み就労した者は3名、社会福祉施設に入所した者は6名、更生保護施設等に入所した者は50名で、合わせて全体の39.6%でした。

また、鳥取県地域生活定着支援センターが令和3年度に特別調整依頼（出口支援）を受けた者は9名、同センターに依頼のあった入口支援の相談件数は、増加傾向にあり、福祉サービス等につなぐ連携体制が強くなっているといえます。

しかし、必要な福祉サービスにつながない出所者等が未だに多く、また、国・団体・県と市町村との連携や市町村に対する支援がまだ少ないのが現状です。

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
1. 国・民間団体等との連携強化 (1) 現状・現在の取組・課題 ○鳥取地方検察庁内の再犯防止対策班が、平成28年度に福祉サービスが必要な者として市町村に繋いだ者1名。	23名	24名	22名	11名	17名	鳥取地方検察庁 刑事政策推進班 (再犯防止担当)
○平成28年の鳥取刑務所出所者257名	268名	205名	190名	148名	149名	
このうち、						
・雇用主のもとに住込就労した者1名、	1名	6名	6名	6名	3名	
・社会福祉施設に入所した者2名、	10名	8名	7名	3名	6名	鳥取刑務所
・更生保護施設等に入所した者52名	57名	46名	59名	34名	50名	
⇒全体の21.4%。	25.4%	29.3%	37.9%	29.1%	39.6%	
○鳥取県地域生活定着支援センターが平成28年度に特別調整依頼を受けた者14名	6名	11名	8名	7名	9名	鳥取県地域生活 定着支援センター

鳥取県地域生活定着支援センターに依頼のあった入口支援の相談件数 ※鳥取地方検察庁からの依頼を除く	H30	R1	R2	R3	出典元
	22件	34件	47件	39件	鳥取県地域生活定着支援センター ※H30～R2は鳥取県社会生活自立支援センターの統計

(2) 第1期計画の振り返り

○国、民間団体、県

- ・鳥取少年鑑別支所は、少年サポートネットワーク会議(※)へ参画しています。
※個別の少年の問題について、関係機関が協力して問題解決にあたるためのチームを効果的に運用することを目的に作られた、県関係課・県教育委員会・警察本部・鳥取保護観察所等12の機関で構成される、少年非行防止・健全育成のためのネットワーク(鳥取県警察本部設置)
- ・法務省は、地域再犯防止推進モデル事業の成果を共有することや、国、自治体、民間団体等が連携した取組をどのように進めていくか等の協議を目的に複数県で「地域連携協議会」を開催し、令和3年度は鳥取県においても3回実施しました。
- ・県は、「鳥取県再犯防止推進会議」を設置して、毎年度、国・県・民間団体等が参集し、計画の進捗状況や関係機関との情報共有を行ってきたところであり、令和4年度からは、市町村もオブザーバー参加しています。
- ・県は、犯罪をした者の支援機関の窓口や連絡先をまとめたリストを作成し、関係者に配付しました。

(3) 課題

- ・出所者等の最終的な受け皿となる市町村では、実際の相談対応事例や研修の機会が少なく、また、国などの各関係機関の支援内容・仕組みやそれに伴う連携体制等のノウハウや各機関からの情報提供の不足もあり、対応に苦慮しているため、職員向け研修や関係機関とのネットワーク構築が必要です。
- ・広域的な支援を行う県と関係機関、出所者等が帰住する市町村との連携を深めて円滑な福祉的支援の提供等をしていくことが必要です。

(4) 国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、地方公共団体の取組支援、地方再犯防止推進計画の策定等の支援、地方公共団体との連携強化等(犯罪をした者等の支援等に必要な情報や再犯防止推進に係る知見の提供、地域のネットワークにおける取組の支援)について実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取保護観察所：再犯防止推進法において地域再犯防止推進計画の策定が努力規定となっており、また、計画策定を通して関係機関の連携も強まることから、計画未策定の町村に対して、保護司会など更生保護民間団体の協力を仰ぎながら策定の働きかけを継続します。町村が計画を策定する際には、地区保護司会とも連携して必要な情報を提供するなど策定に向けた協力を行います。
- ・鳥取地方検察庁：検察における再犯防止に関する業務は、高齢化社会を反映して従前よりも一層重要性を増しています。今後も、窓口となる担当者にとどまることなく、捜査・公判を担当する職員全員で制度等に関連する情報や個別具体的事案の情報を共有することで、関係機関との連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図ります。

(5) 県の施策

国の第二次計画では、県の役割として、市町村への支援・域内ネットワーク構築、対象者への専門的な支援をすることとされており、以下について取り組みます。

- ・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。
- ・県と市町村、関係機関による会議の実施により、情報の共有・提供や連携を図り、必要な支援を行います。
- ・市町村職員向け研修の実施により、関係機関の支援・業務内容等への理解促進や対応・連携に関する知識やノウハウの習得等の支援を図ります。

2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実

(1) 現状

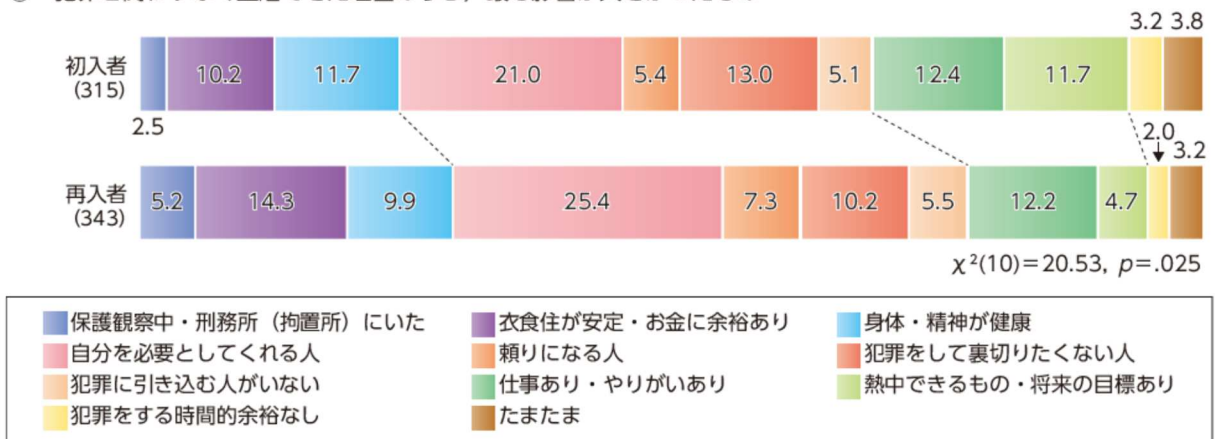
保護観察が付されない満期釈放者の刑務所等再入率（令和元年・全国）は、23.3%で、仮釈放者の10.2%と比べ2倍以上の開きとなっています。仮釈放の場合、身元引受人や社会的復帰のための更生保護施設等の帰住先が決まっていますが、満期釈放の場合、帰住先が決まっていないことが多くあります。そのため、出所後に頼る人がいなかったり相談先がわからなかったりという社会的孤立状態に陥った結果、再犯に至ってしまうことが一因として考えられます。

また、地域生活定着支援センターの支援対象となる高齢または障がいのある出所者等以外の者に対する専門支援機関が本県にはなく、対象外の者も同様に社会的孤立状態に陥ることが想定されます。

更に、次の図（出典：「法務総合研究所 研究部報告 59」）によれば、「犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの」として、再入者のうち25%が「自分を必要としてくれる人」、10%が「犯罪をして裏切りたくない人」、7%が「頼りになる人」の存在をそれぞれ挙げていました。これは、合計約4割の再入者が再犯をしなかった背景として、社会的・親和的な人間関係を構築できていたことが推測されます。

2-3-10図 初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯

① 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの



(2) 課題

- ・満期出所や執行猶予期間の終了時等、支援が途切れないうち継続したフォローが必要です。
- ・高齢や障がいのある出所者等は、鳥取県地域生活定着支援センターで伴走支援を行っていますが、それ以外の様々な事情を抱える出所者等への専門支援窓口がない状況です。

(3) 国関係機関・団体の施策

国の第二次計画においては、更生保護に関する地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実、法務少年支援センターにおける地域援助の充実、刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充等を実施・検討することとされています。

県内の国関係機関・団体においては、具体的には、以下のとおり施策を進めます。

- ・鳥取保護観察所、鳥取刑務所：今後も鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所）の地域援助（非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元）を積極的に活用し、対象者の更生等につなげます。
- ・鳥取刑務所：満期釈放日の約1か月前に面接を実施して、必要に応じて「保護カード」を交付し、困ったときの相談先として保護観察所を訪ねるよう継続して指導します。
- ・鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所）：研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。

(4) 県の施策

- ・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を重ねながら、相談支援窓口の設置・運営について検討します。
- ・鳥取法務少年支援センター（鳥取少年鑑別支所）が行う地域援助の積極的な活用に向けて、市町村等に周知を図る等関係機関に協力します。
- ・鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップについて支援します。

V 参考資料

第1 鳥取県の基礎データ

1 成人

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
○検挙者数(平成28年) ・刑法犯:793名(うち再犯者217名)	808名(うち再犯者257名)	782名(うち再犯者241名)	778名(うち再犯者218名)	810名(うち再犯者207名)	895名(うち再犯者254名)	鳥取県警察本部 犯罪統計書
・特別法犯:229名(再犯者数不明)	269名	288名	216名	242名	235名	
○起訴猶予者数(平成28年)(自動車による過失致死傷及び道交法違反被疑事件を除く) ・刑法犯:457名 (※事務局注:正しくは324名)	351名	317名	258名	323名	335名	検察統計統計表(法務省)
・特別法犯:133名	179名	154名	125名	133名	99名	
○執行猶予者数(平成28年):109名	103名	133名	138名	123名	142名	
○罰金・科料者数(平成28年):1,359名	1,210名	1,183名	985名	1,018名	877名	
○鳥取刑務所出所者数(平成28年) ・満期釈放:159名	133名	105名	83名	77名	62名	受刑者統計資料(鳥取刑務所提供)
・仮釈放:98名	135名	100名	107名	71名	87名	

2 少年

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
○少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳(平成28年度) ・検察官送致11名	13名	8名	6名	7名	7名	司法統計年報(少年事件編)(最高裁判所事務総局)
・少年院送致3名	7名	9名	3名	7名	6名	
・保護観察決定49名	59名	50名	55名	46名	29名	
・児童自立支援施設等送致1名	2名	2名	0名	0名	0名	
・都道府県知事・児童相談所送致1名	1名	0名	0名	0名	4名	
・不処分決定53名	66名	57名	42名	38名	33名	

3 罪種別人数

第1期計画	H29	H30	R1	R2	R3	出典元
○刑法犯により検挙された者(成人)	総数808	総数782	総数778	総数810	総数895	鳥取県警察本部 犯罪統計書
・窃盗:534件(67.3%)	531件(66%)	437件(56%)	483件(62%)	450件(56%)	493件(55%)	
・粗暴犯:92件(11.6%)	92件(11%)	172件(22%)	147件(19%)	196件(24%)	221件(25%)	
・その他:167件(21.1%)	142件(18%)※凶悪犯14含む	173件(22%)※凶悪犯10含む	148件(19%)※凶悪犯8含む	164件(20%)※凶悪犯11含む	181件(20%)※凶悪犯20含む	
○刑法犯により検挙・補導された者の数(少年)	総数:169	総数:170	総数:122	総数:126	総数:111	
・窃盗:170件(79.1%)	112件(66%)	104件(61%)	64件(52%)	77件(61%)	58件(52%)	
・粗暴犯:15件(7.0%)	20件(12%)	32件(19%)	24件(20%)	23件(18%)	19件(17%)	
・その他:30件(13.9%)※凶悪犯0件	37件(21%)※凶悪犯:1件含む	34件(20%)※凶悪犯:5件含む	34件(27%)※凶悪犯2件含む	26件(21%)※凶悪犯0件	34件(31%)※凶悪犯5件	

(注) 鳥取刑務所受刑者数の減員は、鳥取刑務所収容棟工事のため収容人員を意図的に減らしていることが理由であり、収容人数を減らしたことにより、全ての数字が増減することとなったものである。

第2 「鳥取県再犯防止推進会議」構成団体

1 団体の一覧

区分		団体名（法人格省略）
関係団体	国の関係機関	鳥取保護観察所
		鳥取地方検察庁
		鳥取刑務所
		鳥取少年鑑別支所
		鳥取労働局 職業対策課
	民間団体	鳥取県保護司会連合会
		鳥取県更生保護観察協会
		鳥取県更生保護給産会
		鳥取県更生保護女性連盟
		鳥取県BBS連盟
		鳥取県就労支援事業者機構
		鳥取県再犯抑止更生協会
		鳥取県教誨師会
		鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会
		鳥取ダルク
		鳥取県地域生活定着支援センター
		鳥取県社会福祉協議会
		鳥取県弁護士会
		渡辺病院
		県関係課
教育委員会高等学校課		
産業人材課		
鳥取県立鳥取ハローワーク		
住まいまちづくり課		
障がい福祉課		
子ども発達支援課		
長寿社会課		
子育て王国課		
家庭支援課		
総合教育推進課		
オブザーバー	鳥取家庭裁判所	
	警察本部少年・人身安全対策課	
事務局	福祉保健課	

2 団体の紹介

○鳥取保護観察所

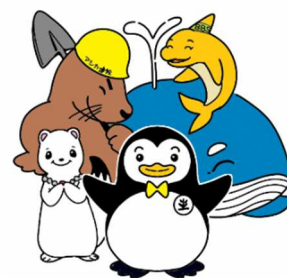
保護観察所は、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として地方裁判所の所在地に置かれ、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策などの事務を行っています。

鳥取県の場合、鳥取市に置かれた鳥取保護観察所（本庁）のほか、保護観察官が常駐する駐在官事務所が米子市に置かれています。鳥取保護観察所（本庁）には、保護観察の処遇にあたる保護観察官4名、医療観察の処遇にあたる社会復帰調整官2名、米子駐在官事務所には保護観察官1名が配置されています。

鳥取保護観察所管内には、次の8つの保護区があり、保護区ごとに法務大臣の委嘱を受けた民間ボランティアの保護司で構成される保護司会が組織されています。

更生保護は、国（保護観察所）だけで行うことは難しく、保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、更生保護施設、協力雇用主など地域の民間ボランティア・施設・団体に支えられています。また、地方自治体や地域住民の理解と協力なくして成り立ちません。

毎年7月を“社会を明るくする運動”強調月間、再犯防止啓発月間として、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、国、地方自治体、民間が一体となり、それぞれの立場で立ち直りを支える地域のチカラを推進していきけるように広報を行っています。



○鳥取地方検察庁

● 検察の使命

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した人への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

● 検察庁の職務と役割

検察庁は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明すること、つまり、刑事事件の捜査をすることが検察庁の職務の一つに挙げられます。そして、真に罰すべきものがあれば裁判所に起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことがもう一つの職務として挙げられます。これらを通じて、「社会正義を実現」することが検察庁の重要な役割となります。

● 検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。

このうち、地方検察庁は全国の都道府県に置かれていて、鳥取県には鳥取市に鳥取地方検察庁が置かれています。また、区検察庁としては、鳥取市に鳥取区検察庁、倉吉市に倉吉区検察庁、米子市に米子区検察庁がそれぞれ置かれています。

○鳥取刑務所

鳥取刑務所は法務省に属する行政機関であり、その役割は、受刑者の再犯を防止し、国民が安全に安心して暮らせる社会を実現するというものです。受刑者が日々の規則正しい生活を送る中で、自身の問題点に気付き、立ち直る方法を考えさせ、社会復帰後に再び罪を犯さないよう施設職員が指導・教育をしています。

鳥取刑務所では、執行刑期 10 年以下で犯罪傾向が進んでいる男子受刑者を収容しています。現在収容中の受刑者の平均年齢は 50 歳前後で、60 歳以上の受刑者は全体の約 20% を占め、このほかにも精神医療上や身体医療上の配慮を要する者も多く収容しています。

○広島少年鑑別所鳥取少年鑑別支所（鳥取法務少年支援センター）

「少年鑑別所」は、次に掲げる事務を行う施設です（少年鑑別所法第 3 条）。

- 1 鑑別対象者の鑑別を行うこと。
- 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に等に対し必要な観護処遇を行うこと。
- 3 法律の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと。

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

観護処遇とは、少年鑑別所に收容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

援助とは、「法務少年支援センター」として、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動を行っています。

○鳥取労働局 職業対策課

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行っています。

- 1 雇用機会の確保と多様な人材の活躍支援
 - (1) 雇用維持と再就職支援
 - (2) 人材不足分野を中心とした人材確保支援
 - (3) 就職氷河期世代の活躍支援
 - (4) 新規学卒者等やフリーターへの就職支援
 - (5) 障がい者の就労促進
 - (6) 高齢者の就労・就業機会の確保
 - (7) 外国人材受入れの環境整備
 - (8) 女性の活躍推進
- 2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進
 - (1) 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援
 - (2) 長時間労働の抑制
 - (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(4) 育児休業を取得しやすい環境の整備

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

<再犯防止における支援>

労働局では、地域の実情に応じた雇用対策と人材育成の推進を行っており、矯正施設を出所・出院した人や保護観察・更生緊急保護の対象となった人に対し、その自立に向けた就労支援を推進しています。

ハローワーク（鳥取・倉吉・米子・根雨出張所）では、①就職の相談・就職先の紹介、②労働者を募集している会社の「求人票」の公開、③職業についての情報の提供など就職について様々な相談にお応えし、その方の希望と能力に合った仕事を紹介するなど支援しています。

また、ハローワーク担当者（就職支援ナビゲーター）と保護観察所の保護観察官等が連携し、担当者制の職業相談・職業紹介のほか、受刑者等専用求人、トライアル雇用、職場体験講習、セミナー・事業所見学会などきめ細やかな就労支援（刑務所出所者等就労支援事業）を実施しています。

○鳥取県保護司会連合会

当連合会は、鳥取保護観察所並びに各保護区保護司会と緊密な連携を保ち、保護観察の充実強化と保護司適任者の安定的確保、保護司の資質の向上に努めるとともに、地域社会における犯罪予防活動の推進に万全を期し、もって更生保護事業の伸展に努めることを事業の目的としています。

保護司は、犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません（交通費等の活動費の実費支給はあり）。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした者が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズな社会生活が営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

また、当連合会は、保護司新任研修や保護司委嘱2年目・4年目研修のサポート、機関紙『更生保護とっとり』を年2回発行することにより、保護司間及びその他更生保護団体との情報共有を図っています。

全国組織としては、全国保護司連盟があり、各地方更生保護委員会及び保護観察所単位で、中国地方保護司連盟及び鳥取県保護司会連合会があります。

当連合会は8保護区（鳥取・八頭・倉吉・東伯・西伯・米子・境港・日野）で構成されています。保護司定数は県全体で390名、現員数は令和4年12月1日現在で368名（充足率は94%）であり、今後の保護司安定的確保が課題となっています。

<各保護区の現員数／定数（単位：名）>

鳥取：124／130、八頭：20／20、倉吉：52／57、東伯：25／24、西伯：34／34、米子：68／78、境港：23／25、日野：20／22

○更生保護法人鳥取県更生保護観察協会

更生保護とは、犯罪や非行をした人々の立ち直りを助け、犯罪や非行から地域社会を守る援助活動です。罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちを指導・援助し、立ち直りをさせることにより、再犯を防止し、その結果として安全で安心して暮らせる社会を実現させることを目標としています。

本協会は、国と地元企業や商店主、個人からの支援を頂き、各更生保護団体、更生保護施設、就労面での協力雇用主と協力して、再犯防止に向け幅広い取組を支援しています。

○更生保護法人鳥取県更生保護給産会

鳥取県更生保護給産会は、犯罪や非行をした人々が地域社会において健全な生活ができるように手助けする施設です。二度と同じ過ちを繰り返さないと誓って矯正施設から社会に戻っても、頼るべき人もなく親族や縁故者から引き受けを拒否されたような方々に対し、一定期間住まいと食事を提供するとともに、自立更生のための生活指導、就労、退去先住居の確保及び福祉的支援など、社会の架け橋となって健全な社会復帰を支援しています。

○鳥取県更生保護女性連盟

12地区の更生保護女性会と地区をまとめる各支部において、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行をした少年少女の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

○鳥取県BBS連盟

BBSとはBig Brothers and Sisters Movementの略称です。BBS活動は少年少女達に同世代の兄や姉のような存在として一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しみ、健やかな成長を支援すると共に犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行うボランティア団体です。会員数は鳥取、米子、境港の3地区合計43名、職種は大学生、公務員、教職員、医療関係、法務関係、福祉関係、落語家等と多岐に渡っています。

○特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構

平成22年に設立され、経済界全体の協力により、犯罪や非行をした人の就労支援（協力雇用主の開拓、就労支援事業に対する助成など）を行い、安全な社会づくりに貢献する組織です。

本機構の会員の総勢は103社（団体・個人）を超える大きな組織となり、業者・団体・個人等で構成される会員からの会費と「全国就労支援事業者機構」からの助成金で運営されています。

○公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会

鳥取県下の矯正施設に収容されている者に対する矯正事業(宗教教誨や篤志面接活動)を後援することで、被収容者の健全な社会復帰に寄与することを目的として平成3年に設立された鳥取県矯正事業後援会。その事業を受け継ぎつつ更に主体的な事業を行い、出所者の自立に資するべく平成25年に設立した法人が一般社団法人鳥取県再犯抑止更生協会です。平成27年には公益認定を受け公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会になり、現在70名程度の正会員、賛助会員で構成されています。

当会は、公益目的事業として、出所を控えた刑務所入所者に対する釈放前講習会及び広報活動や講演会などの啓発活動、宗教教誨や篤志面接活動を後援する助成事業を行っています。平成29年度から令和2年度には、少年院の美保学園(米子市、令和3年4月1日をもって閉庁)で少年に対する講演も行いました。

特に、鳥取刑務所での釈放前の受刑者に対する講習会は、常にテキストを現状に即したものに直しながら、現在は鳥取県立ハローワーク、鳥取市役所地域福祉課、鳥取市パーソナルサポートセンター、企業経営者らと連携し講師としても参加していただくなど、協力して行っています。

○鳥取県教誨師会

教誨(きょうかい)とは、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設において、死刑確定者、受刑者、非行少年等の被収容者からの願い出に対し、各教宗派の教義に基づき、徳性を涵養し、人間性の回復を図る働きかけを行うことです。この活動を民間ボランティアとして無償で行っている宗教家が教誨師です。(全国教誨師連盟の説明より引用)

現在鳥取刑務所に出向いて活動する教誨師は19名で、キリスト教、天理教、仏教などの宗教家です。月に1回30~60分、受刑者の信教に合わせて講話などを行い、更生の手助けをしています。

○鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会

鳥取刑務所の希望する被収容者に対し、クラブ活動や個人面接等を通して、彼らの抱えるさまざまな悩み、不安要素の解消を図るほか社会で生活する上で必要な教養の付与や余暇時間を上手に活用するための指導を行うなど、被収容者への円滑な社会復帰に向けた支援、指導を定期的に行っています。

○特定非営利活動法人鳥取ダルク

「ダルク」(DARCードラッグ・アクション・リハビリテーション・センター)は、薬物依存症者の回復支援施設として、昭和60年に設立されて以来37年を経て、現在では全国70施設以上を数えるほどに拡大しました。中国地方では現在、「鳥取ダルク」、「岡山ダルク」、「広島ダルク」、「山口ダルク」の4施設が拠点です。

鳥取ダルクは、平成17年6月、岩美町に中国地方初のダルクとして設立され、平成22年10月からNPO法人(特定非営利活動法人)として活動を行っています。

自然環境に恵まれた中で回復プログラムを実施し、12ステッププログラムを中心とした、TC(治療共同体)モデルを取り入れた当事者中心の「自助(セルフヘルプ)」的な特徴を持ち、地域と社会を繋ぐ中間施設(ハーフウェイハウス)です。

仲間(当事者)とともに自身の過去の問題行動や、あらゆる感情の問題を共有し、分かち合いながら様々な依存症からの回復と社会的自立のため、回復プログラムの理解と実践を行っていくことを目的としたフェーズ制(段階式)のプログラムを提供しています。

○鳥取県地域生活定着支援センター

(受託団体：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター)

鳥取県地域生活定着支援センターでは、福祉的な支援を必要とする罪を犯した高齢者や障がい者（障がいの疑いがある方を含む）の支援をしています。刑務所に入所中、もしくは出所されたばかりの方を、刑務所を出る「出口」のタイミングで福祉的支援をする、いわゆる「出口支援」と、警察に逮捕・勾留されて不起訴・起訴猶予になった方、刑事裁判の判決で執行猶予、罰金、科料となった方を刑務所入所に至らない段階で福祉的支援をするいわゆる「入口支援」の2つが当センターの主要業務です。

各機関（矯正施設、保護観察所、検察庁、弁護士、地域など）から相談依頼を受けて、本人との面談を実施して希望を聞き取り、釈放される際にスムーズに地域社会に戻れるように、司法・福祉関係者等と連携し、既存の福祉サービスをはじめとした住居、医療、就労等へのつなぎを行っています。

罪を犯した人の社会復帰と、その後の地域生活への定着を福祉的に支援することにより、その結果として再び罪を犯すことがなくなるように、わずかでも支援の輪ができることを目標としています。

○社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

鳥取県社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづき、鳥取県における地域福祉の推進を目的として設置された「公共性」「公益性」の高い県域の民間団体です。県、市町村、社会福祉団体など、地域の様々な機関・団体と連携し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

本会では市町村社会福祉協議会を窓口として生活福祉資金貸付事業を実施しており、出所者等の金銭的な課題に対し、貸付による支援を行っています。同事業では、相談者世帯の状況や

課題を把握し、目的・使途に応じた最低必要額の資金貸付を行うとともに、福祉的支援が必要と思われる方に対する他の支援機関へのつなぎや他制度の紹介、償還（返済）期間中の継続した相談支援等を行っています。また、平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関と連携した支援を行っており、特に生活費を貸付ける場合は、同機関の支援を受けることを原則必須としています。

【生活福祉資金】

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする貸付事業

○鳥取県弁護士会

鳥取県弁護士会は、弁護士法に基づいて県内の弁護士が全て加入する団体であり、弁護士の品位保持と業務の改善進歩を図るために、弁護士の指導、連絡及び監督を行っています。所属弁護士は、令和4年12月時点で70名（東部32名、中部5名、西部33名）です。

弁護士は、刑事事件では弁護人となって、被疑者・被告人の正当な権利・利益を守る活動を行います。大部分は罪を認めている事件であり、被害弁償など情状面の弁護を行います。その中で、被疑者・被告人の経歴・家族関係・生活状況を把握し、家族との連絡調整や生活保護や障がい福祉等の行政機関との連絡調整をすることもあります。それらの環境調整により、再犯可能性を低下させます。その上で、検察官や裁判所に対し、社会内更生が可能なことを主張し、被疑者段階での検察官の起訴猶予処分や、被告人段階での執行猶予判決その他刑罰の軽減を得られるように努めます。

多重債務・離婚・労働関係等の問題を抱えている被疑者・被告人については、刑事事件終了後に別途受任して解決を図る場合もあります。

そのほかにも、入口支援の事例検討会等の研修を共同で実施するなど、鳥取県地域生活定着支援センターと連携して再犯防止の取組を強化しています。

多角的な弁護士活動により、少しでも再犯防止につなげていきたいと思えます。

○社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院

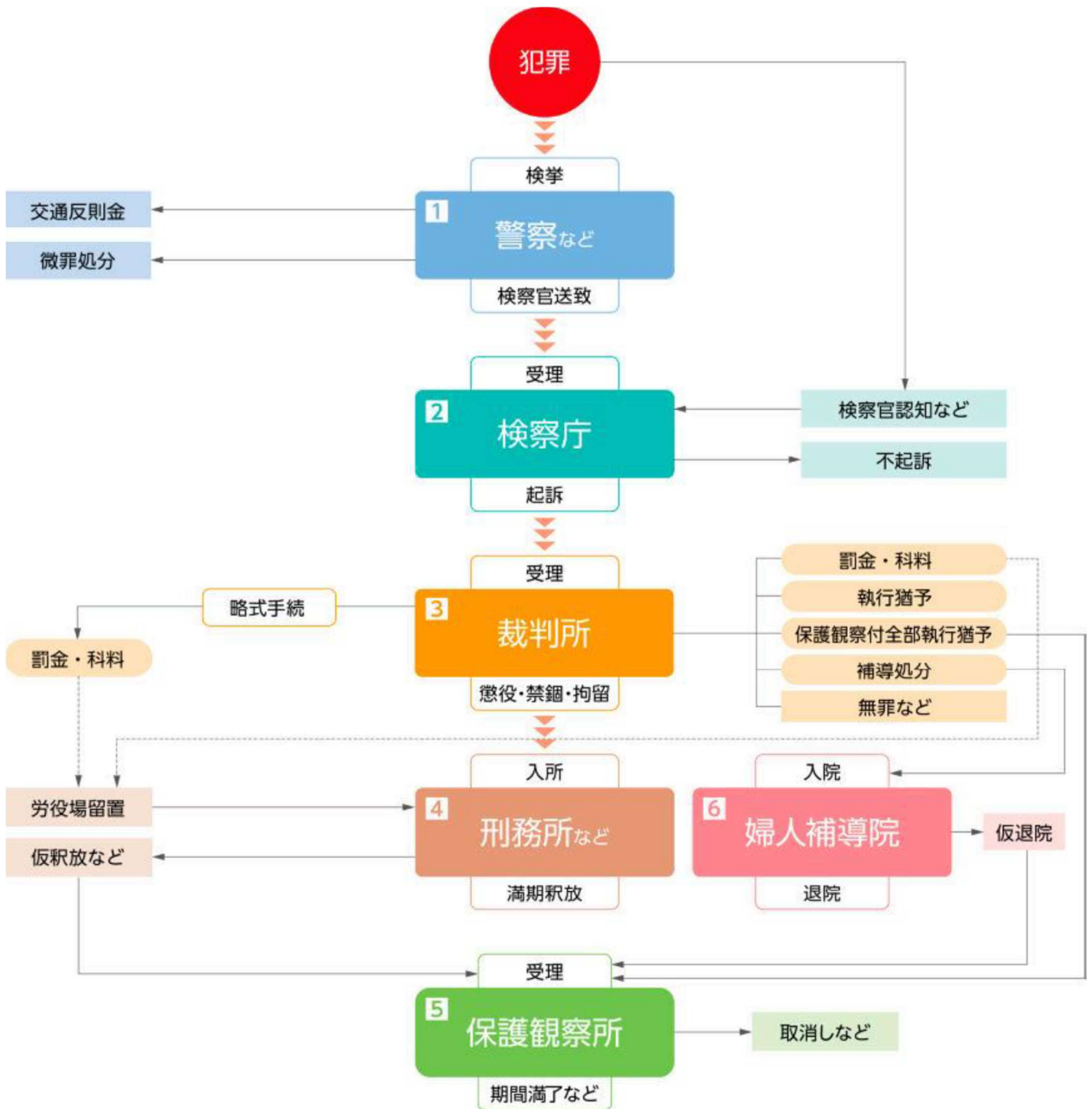
渡辺病院は、地域の救急・急性期医療から慢性期リハビリテーション医療を担い、思春期・青年期発達障がいから老年期の認知症まで幅広く対応しています。近年、外来患者数が増加しており、より専門性の高い診断や治療のニーズの高まりに応じてうつ病や依存性疾患などの専門外来を設置しています。また、慢性期精神疾患への積極的な作業療法やリハビリテーション活動を行いつつ、地域における障がい者の社会生活適応の維持・改善を目的にデイケア（認知症・精神科）や訪問看護などのサポートをしています。

近年、鳥取県より依存症支援拠点機関の指定を受けてからは、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の方やその家族などへの相談対応のほか、県内の関係した依存症治療支援関係機関の連携拠点として、各種依存症に関する取組の情報発信を続け、治療支援関係者等を対象とした研修会などの企画運営をしています。

詳しくは、鳥取県依存症支援拠点機関ホームページ(<https://www.t-alcsien.jp/>)をご参照ください。

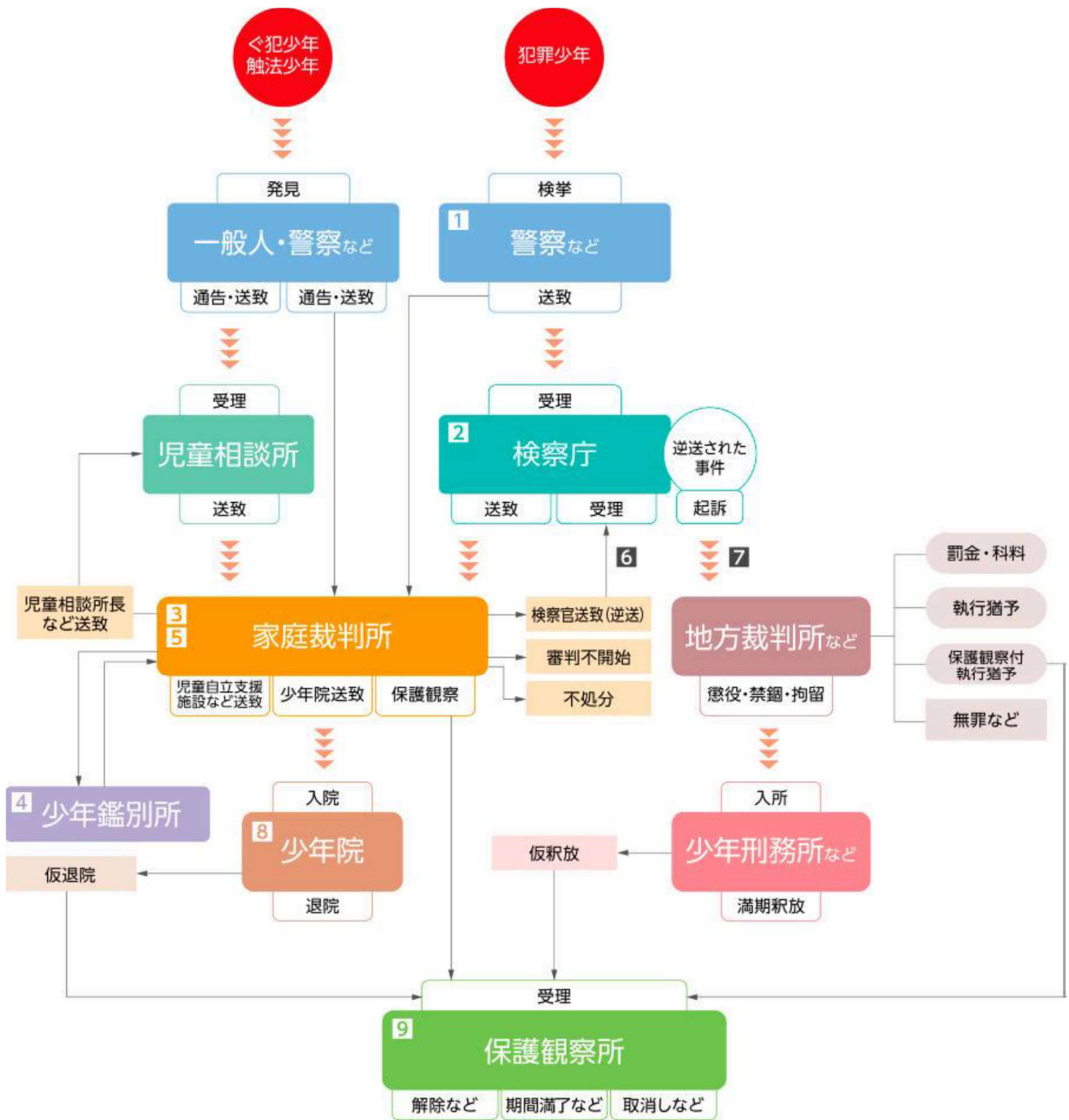


第3 成人による刑事事件の流れ



[出典：令和四年版再犯防止推進白書]

第4 非行少年に関する手続の流れ



[出典：令和四年版再犯防止推進白書]

第5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

平成二十八年法律第百四号

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互

に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第2期鳥取県再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）
令和5年4月策定

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
電話 0857-26-7158
ファクシミリ 0857-26-8116
電子メール fukushihoken@pref.tottori.lg.jp